

公

定期発行日 毎週火・金曜日

当日が県の休日に

次 目

規 則	
○沖縄県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則(人事課)	1
○沖縄県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則(税務課)	2
○沖縄県産業廃棄物税条例施行規則(税務課)	3
○沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(障害保健福祉課)	25
告示	
○結核予防法による指定医療機関の指定(健康増進課)	48
○結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(健康増進課)	49
○電子情報処理組織を使用する行政手続等(薬務衛生課)	49
○電子署名を要しない電子情報処理組織を使用する申請等の指定(薬務衛生課)	49
○都市計画の変更・8件(都市計画・モノレール課)	49
○歳入の徴収の事務の委託(住宅課)	51
公告	
○所在不明の貸金業者の公告・3件(県民生活課)	52
○特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件(県民生活課)	53
○団体営土地改良事業の工事の完了の届出(村づくり計画課)	53
○県営土地改良事業の工事の完了(村づくり計画課)	54
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件(商工振興課)	55
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(企業立地推進課)	55
○技能検定の実施(雇用労政課)	
○開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	57
○特定調達契約に係る落札者の決定(県立総合教育センター)	58
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(県立総合教育センター)	58
訓 令	
○沖縄県南部合同庁舎嘱託員設置規程の一部を改正する訓令(管財課)	58
教育委員会事項	
○沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	59
	
規	
沖縄県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。	

平成18年3月3日

稲 嶺 沖縄県知事 惠

沖縄県規則第3号

沖縄県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

沖縄県労働委員会事務局組織規則(昭和47年沖縄県規則第67号)の一部を次のように改正する。 第2条を次のように改める。

(課の設置)

第2条 事務局に調整審査課を置く。

第3条の見出しを「(調整審査課の所掌事務)」に改め、同条中「総務課」を「調整審査課」に改め、同 条第10号中「蒐集」を「収集」に改め、同条第12号を次のように改める。

- (12) 争議行為の発生届及び公益事業に係る争議行為予告通知の受理に関すること。
- 第3条に次の11号を加える。
- (13) 労働争議のあつせん、調停及び仲裁に関すること。
- (14) 労働争議の実情調査に関すること。
- (15) 個別労働関係紛争のあっせんに関すること。
- (16) あつせん、調停及び仲裁を行なうために必要な情報資料の収集及び調査に関すること。
- (17) 労働組合の資格審査及び証明に関すること。
- (18) 労働協約に関すること。
- (19) 不当労働行為に関すること。
- (20) 労働関係調整法 (昭和21年法律第25号) 第42条の規定による請求に関すること。
- (21) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定による利益代表者の範囲の認定告示に関すること。
- (22) 公益委員会議の招集及び議事に関すること。
- (23) 公益委員会議の議事録に関すること。
- 第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条第1項中「、係に係長を」を削り、同条第2項中「係長は上司の命を受け、係の事務を掌理する」を「所属職員を指揮監督する」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「それぞれ同表の中欄に掲げる事務局の組織」を「調整審査課」に、「同表の右欄」を「上司の 命を受けて同表の右欄」に改め、同条の表を次のとおり改める。

職名	職務
審査監	不当労働行為の審査、労働争議の調整等に関する事務を総括する。
副参事	課の特定重要事項を処理し、職員の担任する事務を整理する。
主幹	課の特定事項を処理するとともに、特に指定された事務に従事する。
主査	課の特定事務を分掌する。
副主査	課の担任業務を分掌する。
主任	事務に関する一般的業務を分掌する。
主事	一般的な事務を処理する。

第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(職員の担任事務)

第7条 職員の担任事務は、課長が定める。

第8条を削る。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

沖縄県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県規則第4号

沖縄県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則

沖縄県産業廃棄物税条例 (平成17年沖縄県条例第37号) の施行期日は、平成18年4月1日とする。ただし、同条例附則第4項の規定の施行期日は、同年3月3日とする。

沖縄県廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県規則第5号

沖縄県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県産業廃棄物税条例 (平成17年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。)の施 行に関し必要な事項を定めるものとする。

(賦課徴収)

(課税免除)

- 第2条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、沖縄県税条例施行規則(昭和 47年沖縄県規則第15号)の定めるところによる。
- 2 産業廃棄物税の賦課徴収に係る書類の様式については、この規則に定める様式のほか、沖縄県税条例施 行規則に定める様式に必要な調整を加えた様式によることができる。
- 第3条 条例第5条第1号の規則で定めるものとは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - (1) 条例第5条第1号の産業廃棄物とその他の産業廃棄物とが区別された搬入
 - (2) 条例第5条第1号の産業廃棄物の埋立処分に係る手数料が最終処分業者の定める産業廃棄物の埋立処分に係る料金と比較して低額であると知事が認める最終処分場への搬入
- 2 条例第5条第2号の規則で定める搬入とは、次に掲げる搬入をいう。
 - (1) 地震、津波、火災等のうち知事が指定する大規模な災害により発生した産業廃棄物の処理に係る最終処分場への搬入
 - (2) 不法投棄された産業廃棄物の撤去及び最終処分場への搬入を行政代執行した場合の当該最終処分場への搬入
 - (3) その他前2号に類するものとして知事が認める搬入

(産業廃棄物の重量算定の方法)

- 第4条 条例第6条第2項の規則で定めるところにより算定した重量は、別表第1の左欄に掲げる産業廃棄物の種類 (種類ごとに体積を測定できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の体積 (立方メートルで表した体積をいう。)に乗じて得た重量とするものとする。
- 2 前項の規定により算定した重量の単位は、トンとする。

(特別徴収義務者の証票の再交付の手続)

- 第5条 条例第12条第3項の証票の交付を受けた特別徴収義務者が当該証票を紛失し、又は著しく破損し、 若しくは汚損した場合には、那覇県税事務所長に対し遅滞なく再交付の申請を行わなければならない。 (徴収猶予に係る担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続)
- 第6条 条例第14条第1項の規則で定める要件は、同条第2項の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収 義務者が当該徴収猶予の申請をした目前3年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を 受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予され た期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実と認められることとする。
- 2 地方税法施行令 (昭和25年政令第245号) 第6条の10の規定は、条例第14条第1項の規定により徴する 担保の提供手続について準用する。

(帳簿への記載事項)

- 第7条 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 産業廃棄物の搬入年月日
 - (2) 産業廃棄物の種類及び重量
 - (3) 産業廃棄物の体積(条例第6条第2項の規定により当該産業廃棄物の重量を算定した場合に限る。)
 - (4) 特別徴収義務者にあっては、産業廃棄物の埋立処分を委託した者の氏名又は名称及び廃棄物の処理及 び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第12条の3の規定によ り交付された産業廃棄物管理票の交付番号
- 2 条例第20条第1項の帳簿は、最終処分場ごとに備えなければならない。

(文書等の様式等)

- 第8条 条例及びこの規則の規定による別表第2の左欄に掲げる申請書、届出書、申告書等は、それぞれ同 表の右欄に掲げる文書の様式とする。
- 2 条例及びこの規則の規定による別表第2の左欄に掲げる申請、通知は、それぞれ同表の右欄に掲げる文書の様式により行うものとする。

附則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

公

2 条例附則第4項の規定により準備行為として行う条例第12条の規定による登録の手続及び条例第19条の規定による届出に必要な申請書、証票及び届出書については、第8条第1項の規定の例による。

別表第1 (第4条関係)

産業廃棄物の種類	換算係数
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる燃え殻	1.14
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる汚泥	1.10
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃油	0.90
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃酸	1.25
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃アルカリ	1. 13
廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃プラスチック類	0.35
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第1号に掲げる紙くず	0, 30
廃棄物処理法施行令第2条第2号に掲げる木くず	0. 55
廃棄物処理法施行令第2条第3号に掲げる繊維くず	0. 12
廃棄物処理法施行令第2条第4号に掲げる動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げる獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第5号に掲げるゴムくず	0. 52
廃棄物処理法施行令第2条第6号に掲げる金属くず	1, 13
廃棄物処理法施行令第2条第7号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁 器くず	1.00
廃棄物処理法施行令第2条第8号に掲げる鉱さい	1. 93
廃棄物処理法施行令第2条第9号に掲げるコンクリートの破片その他これに類する 不要物	1.48
廃棄物処理法施行令第2条第10号に掲げる動物のふん尿	1.00

廃棄物処理法施行令第2条第11号に掲げる動物の死体	1. 00
廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げる集じん施設によって集められたばいじん	1. 26
廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる廃棄物	1.00

公

別表第2 (第8条関係)

1 条例第12条第2項の申請	書産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書	第1号様式
2 条例第12条第3項の証票	産業廃棄物税特別徴収義務者証票	第2号様式
3 条例第12条第6項の届出	書 産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届出書	第3号様式
4 条例第12条第7項の届出	書 産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書	第4号様式
5 規則第5条の規定による 請	申 産業廃棄物税特別徴収義務者証票再交付申請書	第5号様式
6 条例第13条第1項の納入 告書及び条例第16条第1項 申告書	1 344 /	第6号様式
7 条例第14条第2項の申請	言書 産業廃棄物税徴収猶予申請書	第7号様式
8 条例第14条第3項におい 準用する地方税法(昭和25 法律第226号)第15条第4 の規定による通知	5年	第8号様式
9 条例第15条第2項の申請	京書 産業廃棄物税徴収不能額等の 納入義務免除 お人義務免除	第9号様式
10 条例第15条第4項の規定 よる通知	正に 産業廃棄物税徴収不能額等の 納入義務免除 不承認 通知書	第10号様式
11 条例第16条第2項の修正 告書	E申 産業廃棄物税修正申告書	第11号様式
12 条例第17条の通知書	更正 産業廃棄物税 決定 決定	第12号様式
13 条例第19条第1項の届出		第13号様式
14 条例第19条第2項の届出	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第14号様式

第1号様式(第8条関係)

─	
	産業廃棄物税特別徵収義務者登録申請書

年 月 日

沖縄県那覇県税事務所長 殿

申請者

住 所

氏 名

1

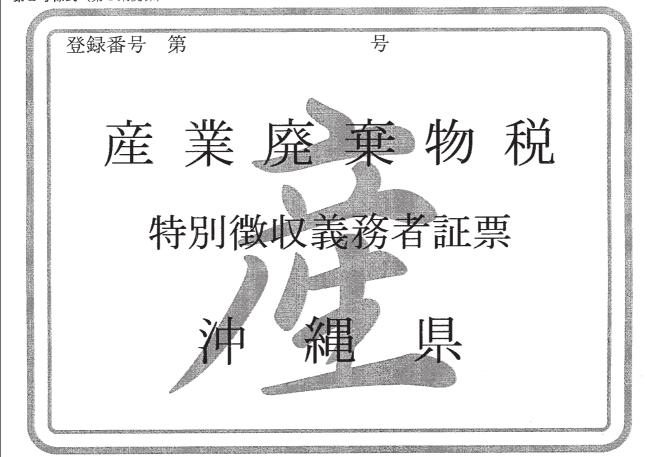
(法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

沖縄県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により、産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録 を次のとおり申請します。

最	所 在	Ξ	地											
終	名		称	,										
処	電 話	番	号											
	種類及	び規	模	安定	型	管理型	• 遮	斯型		(立方。	× —	トル)
分	重量σ)測	定	可	(計	量器の最	小目盛	:)	•	不可			
場	事業開始	6年月	日			年	F	1	Ħ					
	別管理)産		- 1			年	月	日			年	月		日
処分び	*業の許可 許 可		号 号	Ĵ	第			号		第				号
備			考											
処理 事項	1	年	Ę	月	日	登録番号	第	号	証票交付年 月 日	1 年	月	Д	受領印	

- (注)1 太枠内について記入してください。
 - 2 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに申請書を提出してください。
 - 3 「種類及び規模」の欄は、該当する項目に○をつけてください。
 - 4 「重量の測定」の欄は、該当する項目に○をつけてください(「可」の場合は計量器の最小目盛も記入してください。)。
 - 5 (特別管理)産業廃棄物処分業許可証の写しを添付してください。

第2号様式(第8条関係)



備考

- 1 アルミはく製とし、大きさは、日本工業規格A5とする。
- 2 板面地色は銀色とし、「産」の模様と枠は青色とし、文字は黒色とする。

第3号様式(第8条関係)

受付印

産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届出書

年 月 日

沖縄県那覇県税事務所長 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

沖縄県産業廃棄物税条例第12条第6項の規定により、産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録 事項の変更を次のとおり届け出ます。

最级	登	禄	番	号						
終処	所	在		地						
分場	名		-	称						
変	変									
更	更									
更	前									
内	変									
	更									
容	後									
変更の	の理由									
変	更生	F	月	日		年	月	月	 	

- (注) 1 複数の最終処分場について届出をする必要がある場合は、それぞれの最終処分場ごとに届出書を提出してください。
 - 2 産業廃棄物処分業の許可に関する事項に変更がある場合は、変更後の当該許可証の写しを添付してください。

第4号様式(第8条関係)

1	· 西科印	
7	文刊印	産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書

年 月 日

沖縄県那覇県税事務所長 殿

申請者

住 所

氏 名

(A)

(法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

沖縄県産業廃棄物税条例第12条第7項の規定により、産業廃棄物税の特別徴収義務の消滅を次のと おり届け出るとともに、特別徴収義務者証票を返納します。

最级	登	録	番	号							
終処、	所	存	E	地			and the second s				
分 場	名			称							,
特				,							
別											
徴											
収	ļ										
義					•						
務											
の											
消											
滅											
の											
理											
由。										 	
上記	理由	の発	生年。	月日		3	Ŧ.	月	月		

- (注)1 複数の最終処分場について、届出をする必要がある場合は、それぞれの最終処分場ごとに届出 書を提出してください。
 - 2 特別徴収義務が消滅したことを証明する書類を添付してください。

/	受付				産業原	蓬棄物	税特別	刂徴収拿	務者	証票	再交	付申請	書				
														年	月		H
沖約	選県那	『覇県	税事務	所長	殿												
						ſ	申請者 住	. 所									
							氏	名									
							電話	(法人 番号	にあっ	ては	、事務	务所等の	所在地,	、名称及	び代表	者の	氏名)
			乗物税 申請し			則第	5条の	規定に	より、	産	業廃勇	美物税	の特別	徴収義	務者記	正票(の再交
最级	登	録	番	号													
Y/ X																	
終処	所	₹.	Ē	地					_								
	所名	₹.	Ë	地称													
処 分	-	7.	Ē														
处 分 場	-	₹	Ē														
処分場申	-	7	Ë	称													
処分場 申請	-	7.		称													
処分場申請の	-			称													

6 号核	美式	(第8	条関	係)				公計 74										
			\			産業廃棄	[物税	納付	申告	書					登	録	番	号
沖縄		付 f () 年	p) 月	F	特別徴収義務 は 納 税	氏名びに 住所又 こする	代表は所有	者名 在地									(1)	
		事務	所長	殿	者者最	及び電名	言話 看	話番号称			<u> </u>	(電	話					_)
					終処分場		在	地										
申	告	の	対	象	期間		年		月	F	から	··········	年		月		日	ま・
期間。	中にま	らける	最終外	処分場	への産業廃	産棄物の 撤	投入量	1		f 1 1	千		I I I I	1 1 1			Ì	トン
 課 税	1	条例第5条第1号の規定によって課税免 除される搬入量								1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	! ! ! !		 	 				
免 除	1		条第 搬入)規定によ 	て課行	说免 	3		1 1	I I I I		1	! !				
課税	の対					1)-2)-		4			! ! ! !] 				
	4	た産	業廃	棄物の				5		1	 			1				
	の内訳	る産	処理業 業廃棄 入した	物を自	間処理を行 らが設置す	る最終処象	生ず 分場 	6		1	1 1 1 1					, .		
	II/X				よる最終 量より⑥			7		1 1 1				! ! !	•			
課税標準の 特例	条例準の	第 7 特例	条第 の対	1号の 象とさ)規定によ れる搬入	て課程 、量	兑標	8						 				
準例	条例 準の				規定によれる搬入		兑標 	9		1 1 1				1 1 1		****		
	申告婦	課税	標準	数量	(⑤の数量	<u>t</u>)		10						1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
	納入	税	額	(10)	×1,000円]/トン)		11)		1	百万			千		1	1 1	F
計	申告納	課税	標準	数量((4-5-8	$\times \frac{1}{4} - 9 \times$	$(\frac{1}{2})$	12		1	千			1				}
算	付	税	額		(①×1	,000円/	ት ୬)	13			百万			千			! ! !	F

- (注) 1 この申告書には、附表 (①②③⑤⑥⑦⑧⑨欄の搬入量又は数量に関する明細書)を添付して提出してください。
 - 2 搬入量及び数量を記入する場合は、計量した重量 (重量の測定が困難な場合は体積から換算した重量) を記入することとし、トン未満の端数についてもそのまま記入してください。
 - 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。
 - 4 申告書の提出期限後に申告納入又は申告納付すると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

6号様式附表	Γ	 施 設	の	名 称	
		加	·····	47 47	
	申告書〔 〕	欄の搬入量又に	よ数量に関	する明細書	
申告の対象期間		年 年		月 月	日から 日まで
産業廃棄物の種類	搬入重量 (トン) (ア)		D計測が困 換算係数 (B)		合計重量
燃 え 殻			1.14		
汚 泥		•	1.10	•	
廃 油	•	•	0. 90	•	
廃酸	•	•	1, 25	•	٠
廃アルカリ	۰	-	1. 13	•	۵
廃プラスティック類	•	-	0. 35	-	٠
紙くず		•	0.30		
木くず	•	•	0, 55	•	0
繊 維 く ず	•	•	0. 12	•	
動物又は植物に係る固 形 状 の 不 要 物	•	•	1.00		
獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	•	•	1.00	•	,
ゴムくず	•	•	0. 52	•	•
金属くず	· .	•	1. 13		٠
ガラスくず、コンクリー トくず及び陶磁器くず	•	•	1.00	•	٠
鉱 さ い	•	•	1. 93	•	•
コンクリートの破片そ の他これに類する不要物		•	1, 48		
動物のふん尿		•	1.00	0 .	
動物の死体		•	1. 00	*	
ばいじん	•	•	1. 26	•	
廃棄物処理法施行令第2 条 第13号の 廃 棄 物	•		1.00	•	
合 計	•				

- (注)1 この明細書は施設ごとに作成してください。
 - 2 この明細書は、第6号様式の申告書に添付して提出してください。
 - 3 重量、体積を記入する場合は、計量又は測定した数量を記入し、トン未満の端数についてもそのまま記入してください。

第7号様式(第8条関係)(表)

,				
\dashv	受	付	即	1
1				

産業廃棄物税徴収猶予申請書

年 月 日

沖縄県那覇県税事務所長 殿

申請者

住 所

氏 名

(A)

(法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

沖縄県産業廃棄物税条例第14条第1項の規定による産業廃棄物税の徴収猶予を受けたいので、次の とおり申請します。

最終	登	録	番	号																
処分	所	7	在	地													-			
場	名		<u>.</u>	称			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							_						
実	<i>;</i>	績		年	月	1			年			月分から			4	F ——		月	分ま	で
申告糾	「告納入に係る産業廃棄物利)のうち納期限までに受け				物税額	2											円			
	②のうち納期限までに受け取 ることのできない税額					3											円			
③ の (裏面の	ることのできない税額 ③のうち、徴収猶予申請額 (裏面の「欄の金額を記入してください。)					4											円			
		徴		収	猶		予	申		請		期	間後	故	収	猶	予	申	請	額
④の	内訴			年	月		目から		年		月	日ま、	で						円.	ı
				年	月		日から		年		月	日ま、	で						円	J
提 供	し、	よう	٤	する																
担保	及 7	び提	供	者名					,											

- (注) 1 この申請書は、産業廃棄物税条例施行規則第6号様式による産業廃棄物税 納付 申告書を提出する際 に、同時に提出してください。
 - 2 複数の最終処分場に係る産業廃棄物税について申請する場合は、それぞれの最終処分場ごとに申請書を提出してください。
 - 3 徴収猶予の申請理由が生じたことを証する書面を添付してください。

公

(裏)

	徴収猶予申請額に係る明細書 内税義務者の氏名又は名称搬 入 重 量未収金回収予定年月日																					
納	税	義	務	者	の	氏	名	又	は	名	称	搬	入	直	量	未	収	金	回収	予定	年	月月
								,						•	トン				年	月		日
														۰	トン				年	月		日
															トン				年	月		日
														•	 				年	月		日
														•	トン				年	月		日
														•	Ι Σ				年	月 		日
														•	トン				年	月		月
														•	トン				年	月		日
														•	トン				年	月 ———		日
														•	<u>トン</u>				年	月		日
				_						-				•	トン				年	月 ——		日
														•	トン 				年	月 ———		日
													· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		トン				年	月 ———		日
														•	トン				年	月 		日
														•	トン				年	月 ———		日
		-												•	トン				年	月 ———		月
														•	トン				年	月 ———		日
														•	い				年	月		F -
<u></u>	ì									計		ア			トン							
徻	ţ	収	3	楢	子	· ·	申(フ	* × :	清]. 0(· 額 00円	.	イ						-			円	

第8号様式(第8条関係)

産業廃棄物税徴収猶予 <mark>承</mark> 認 不承認			
	第年	月	号日
樣	,	, *	, .

沖縄県那覇県税事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の徴収猶予については、次のとおり承認しな しな た いので通知します。

実 績 年 月 年 月分から 年 月	分まで
納 期 限 年 月 日	
申告納入に係る課税標準量 .	トン
申告納入に係る税額	円
徴 収 猶 予 申 請 額	円
徴 収 猶 予 承 認 額 円	円
	月 日から 月 日まで
担保の種類	
不承認の理由	
備考	

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく那覇県税事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第9号様式(第8条関係)(表)

\dashv	受付	寸印 }
,		

年 月 日

沖縄県那覇県税事務所長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

最終	登	録	番	号										
処	所	₹	É	地										
分場	名			称										
実	績		年		月			年		月分か	ら		年	月分まで
還付ス	ては斜	内入 義	務免	除の	別			還		付	•	納入義	務免除	·
申告	日 又は納入義務免告 納 入 に のうち、既に		係	3	産業廃	棄	物	税	額 ①				円	
 の 	うち	· ,	既に	納	入	した産業	廃	棄物	か 税	額				円
①のう	ち、					きなくなった 記入してください		失った	:) 税	額 ②				円
還付	又は					を 受 け よ 記入してください		: する	る 税	額 (②)				円
還付えを必		.,	3,2 3,0	, , , , ,						別添理由	書の	とおり		
備				ā	与									

- (注)1 「還付又は納入義務免除の別」欄は、該当する項目に○をつけてください。
 - 2 この申請書には、当該申請に係る産業廃棄物管理票の写し、産業廃棄物税に係る未収金・貸倒明細書、未収金台帳原簿の写し等、還付又は納入義務免除を必要とする理由書及びその理由を証明する書類を添付してください。

(裏)

	正当な理由により受け取ることができなくなった税額に関する明細書 業 廃 棄 物 の 埋 立 住所又は所在地																		
				物の埋立	I	は所在地													
事			· 多 第		氏名又	は名称													
産	***	71117	業	廃	乗 物	の	搬	入	左	の	う	ち	入 组	金	差 引	未		収	金
年	,	月	目	重 量 (トン)	処理料金 (円)	税 額 (円)	合 (円		月		日	金 ((円)	頂	処理料金 (円)	· 税 (円)	額	合 (円	計 ()
																t t t			
	•		۰	•												' 			
						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·													
			•																
				,			r (uv. 60+ 330 (30+ 4u+									+			
									~ ~ ~									en no en eo en	
				,	eer van nee tar toe tee van een fer		. ~ ~ ~ .									 			
			,	*											m agu gay gan gan ngo san yan gan	L			
					20. 00. 00. 00. 00. 00. 00. 0. 0. 0. 0. 0												~ -		
																	+		
			•																
		,	還付	又は納入	養務免除を	受けよう	とする	税額	į į	合計		ア		!		<u> </u>	円		

第10号様式 (第8条関係)

			. ,							 号
								年		日
					様					
								沖縄県那覇県和	说事務所長	
	年						物税の徴収不能	定額等の 関係 お税義系	付 につ 務免除	いて
:、₽	次のとおり	承認し	ン た ンない	ので	通知します。					
最終	登 録	番	号							
処	所	在	地							
分 場	名		称							
<u>.</u>	績	年		月		年	月分から	年	月分ま	で
付	又は納入	義務分	免除の	別		還	付 •	納入義務免別	<u> </u>	
Ċ	Ę.	Z.		額					円	
i i	習 し <i>た</i>	こい	理	由						
Î				考						
に、 覇男	沖縄県知 県税事務所	1事に対 を経り 取消し	対して 自して しの訴	審査 提出 えは	請求をする してください 、上記1のタ	ことができ ハ。 審査請求に	ます。審査請対する裁決を	た日の翌日から 求書(正副2通 経た後でなけれ た日の翌日から) は、な? ば提起す?	るべく ること

- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

公

第11号様式(第8条関係)									
	産業原	E 棄物税修	正	申告書		登	録	番	号
受付印	納	氏名又は4並びに代表							
年月日	税	住所又は所名							
沖縄県 那覇県税事務所長 殿	者	この申告に応 る 者 の 氏 及 び 電 話 者	答す 注 番 号		(電話)
201-237711 Dr. 3, 201/21 201	最終	名	称						
	処分場	所 在	地						
申告の対象	期間	年	月	日から	年	月		日ま"	で
期間中における申告納付 産業廃棄物の搬入量	に係る最	終処分場への	1	丰	1 1 1 1 1			トン	/
条例第5条第2号の規定 る搬入量のうち申告納付			2		1	i t I I			
申告納付に係る課税の対 搬入量	象となる	産業廃棄物の (①-②)	3	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	 				
③ る産業廃棄物の の へ搬入した数量		行った後に生ず でする最終処分場	4			1 1 0			
内 訳 産業廃棄物を 処分場へ搬入			5						
課の 条例第7条第1号 準の特例の対象と標 条例第7条第2号			6	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
標 条例第7条第2号準の特例の対象と			7	1 1	1	•			
この申告に係る制		準数量 $\frac{1}{4}$ $- ⑦ \times \frac{1}{2}$)	8	1 1	 	1			
申告納付すべき		乗物税額(1,000円/トン)	9	百万	1 1 1	手	1 1 1 1	!	円
既に納付の確定した	を産業	廃棄物税額	10	百万	1 1 1 1	Ŧ]]] [1 5 1	円
この修正申告により!	申告納作	ナすべき税額 (⑨−⑩)	11)	百万	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	干	1	; ; ; ;	円
申告書	是	出 期	限	4	手 J	月	目		

- (注) 1 この申告書には、附表 (①②④⑤⑥⑦欄の搬入量及び数量に関する明細書) を添付して提出してください。
 - 2 搬入量及び数量を記入する場合は、計量した重量(重量の測定が困難な場合は体積から換算した重量)を記入することとし、トン未満の端数についてもそのまま記入してください。
 - 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。
 - 4 「既に納付の確定した産業廃棄物税額」の欄は、修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付することが確定している税額を記入してください。
 - 5 修正申告の場合、延滞金及び過少申告加算金が徴収される場合があります。

第11号様式附表 施 設 の 名 称 登 録 番 号 〕欄の搬入量又は数量に関する明細書 修正申告書 〔 月 日から 申告の対象期間 年 月 日まで 重量の計測が困難な場合 合計重量 搬入重量 産業廃棄物の種類 体積 換算係数 換算重量 (トン) (トン) (立方メートル) (A) $(A) \times (B) = (1)$ (7) (7) + (1)(B) 燃 え 殼 1.14 汚 泥 1.10 油 0.90 廃 酸 1.25 廃アルカ IJ 1.13 廃プラスティック類 0.35 < ず 0.30 紙 ۰ ず 木 < 0.55 < ず 維 0.12 動物又は植物に係る 1.00 固形状の不要物 獣畜及び食鳥に係る 1.00 固形状の不要物 < 0.52 . 属 < ず 1.13 ガラスくず、コンクリー 1.00 トくず及び陶磁器くず 鉱 さ W 1.93 コンクリートの破片そ 1.48 の他これに類する不要物 動物のふん尿 1.00 物の死 体 1.00 . . . U ば W 1.26 λ 廃棄物処理法施行令第2 1.00 条第13号の廃棄物 計 合

- (注)1 この明細書は施設ごとに作成してください。
 - 2 この明細書は、第11号様式の申告書に添付して提出してください。
 - 3 重量、体積を記入する場合は、計量又は測定した数量を記入し、トン未満の端数についてもそのまま記入してください。

第12号様式 (第8条関係) (表)

産業廃棄物税 決定 及び加算金決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

沖縄県那覇県税事務所長 印

地方税法の規定により次のとおり更正したので通知します。この不足税額及び加算金額については、 指定納期限までに納入書により沖縄県指定金融機関等に納入してください。

なお、不足税額については、申告期限の翌日から納入の日までの期間に応じ年14.6パーセント(この更正に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した延滞金額を加算して納入してください。

陆·	引徴収彰	美 敦 耂	登	録	* 番	号															
	別段収ま		住店	新又	は所	在地															
		忧 19		名り	又は4	名称															
実	ş	績	:	年		月				年		月	から			年		月	まっ	で	
申	告	書 提	Ė i	出	期	限						年		月			B				
申	告	書	提		出	月						年		月			月				
	区					分	課	税	標	準	数	量 (トン)稅	<u> </u>	-			額	(円)
本	更正•	再更	Œ	 · 決	定常	Ą ①															
税	既に納ている					定し ②															
	差引過	不足額	3)	(1)-	-2)															
加	区		分	過	少!	申告	5 加	算	金	不	申	告	加	算	金	重		加		· ·	一
算	率(バ	ペーセン)	۲)																		
金	金 額	(円)	4	·																	
納入	又は納付	付すべ:	き額	計	(円)	3	+4														
指	定	納	ļ	期	Ą	限						年		月		* ***	日				
備		考	 教示	につ	ついて	は裏	面をこ	ご覧	くだ	<u>.</u> さv	٠,٠						***************************************				

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく那覇県税事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第13号様式 (第8条関係)

受付印			
	物税最終処分場設置等届出書		
	年	月	日

沖縄県那覇県税事務所長 殿

申請者

住 所

氏 名

1

(法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

沖縄県産業廃棄物税条例第19条第1項の規定により、産業廃棄物税の最終処分場の設置等を次のと おり届け出ます。

最	所	在	地								
終	名		称								
処	電 話	番	号						× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		
	種 類 及	び規	模	安定型	! · 管理	型 •	遮断型	(立方メ	ートル)
分	重量	の測	定	可	(計量器の	最小	目盛:)	•	不可	
場	埋立処分	開始年月	月		年		月	Ħ			
	*処分場の 3 及 び i				年	月	日	第			号
備			考								
処理 事項	登 録 年月日	年		月 日	登録番号	第	号				

- (注)1 太枠内について記入してください。
 - 2 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに届出書を提出してください。
 - 3 「種類及び規模」の欄は、該当する項目に○をつけてください。
 - 4 「重量の測定」の欄は、該当する項目に○をつけてください(「可」の場合は計量器の最小目盛も記入してください。)。
 - 5 最終処分場設置許可証の写しを添付してください。

公 平成18年3月3日 金曜日 報 第14号様式 (第8条関係) 受付印 産業廃棄物税最終処分場設置等届出事項変更届出書 年 月 日 沖縄県那覇県税事務所長 殿 申請者 住 所 氏 名 1 (法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 沖縄県産業廃棄物税条例第19条第2項の規定により、産業廃棄物税の最終処分場設置等についての 届出事項の変更を次のとおり届け出ます。 最 登 録 番 号 終 所 在 地 処 分 称 名 場 変 変 更 更 前 変 内 更 容 後 □ 産業廃棄物処理施設の許可に関する変更 □ 上記以外による変更

(注) 1 複数の最終処分場について届出をする必要がある場合は、それぞれの最終処分場ごとに届出書を提出してください。

年

届出理由

更 年 月

H

変

2 産業廃棄物最終処分場に係る変更の許可を受けた場合は、当該許可証の写しを添付してください。

月

Ħ

沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県規則第6号

沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則(平成10年沖縄県規則第4号)の一部を次のように改正する。 第4条の次に次の1条を加える。

(公共的工作物)

- 第4条の2 条例第2条第5号に規定する規則で定める公共的工作物は、次に掲げるものとする。
 - (1) 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第2条第1項第14号に規定する信号機
 - (2) バス停留所
 - (3) 案内標識(道路交通法第2条第1項第15号に規定する道路標識及び生活関連施設に附帯するものを除く。)
 - 第5条中「第14条」を「第14条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(高齢者、障害者等の意見を聴く生活関連施設の新築等)

- 第5条の2 条例第15条の2に規定する規則で定める生活関連施設の新築等は、次に掲げるものの新築又は 新設とする。
 - (1) 県が新築する建築物 (別表第1の中欄に掲げる学校等及び共同住宅又は寄宿舎を除く。) のうち当該 建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
 - (2) 別表第1の中欄に掲げる百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗のうち当該店舗の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの
 - (3) 県が新設する公園等(別表第1の中欄に掲げるものに限る。) のうち当該公園等の区域面積が5,000 平方メートル以上のもの

第13条中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号から第8号までを3号ずつ繰り上げる。

別表第1建築物の部1の項(8)中「第21条第1項」を「第39条第1項」に改め、同部3の項中「官公庁施設」を「官公庁舎」に改め、「不特定かつ」を削り、同部4の項(1)イ中「(昭和35年法律第105号)」を削り、同部5の項中「公会堂」の次に「(以下「集会場等」という。)」を加え、同部6の項(3)中「第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者」を「第120条第1項に規定する認定電気通信事業者」に改め、同部7の項(1)中「(大正12年法律第42号)」を「(平成13年法律第93号)」に改め、同部8の項中「店舗」の次に「(以下「物販店」という。)」を加え、「500平方メートル」を「200平方メートル」に改め、同部9の項中「500平方メートル」を「200平方メートル」を「200平方メートル」を「100平方メートル」に改め、同部11の項生活関連施設の欄を次のように改める。

- 11 次に掲げる施設(以下「公共交通機関の施設」という。)のうち建築物であるもの
 - (1) 軌道法施行規則第9条第1項第11号に規定する停留場
 - (2) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第2条に規定する 漁港内の船舶離発着施設
 - (3) 港湾法 (昭和25年法律第218号) 第2条第5項第7号に規定 する旅客施設
 - (4) 空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する 空港
 - (5) 自動車ターミナル法 (昭和34年法律第136号)第2条第6項に 規定するバスターミナル

別表第1建築物の部13の項中「施設」の次に「(以下「ホテル等」という。)」を加え、「1,000平方メートル」を「500平方メートル」に改め、同部14の項中「スポーツ施設」の次に「(以下「スポーツ施設」という。)」を加え、同部15の項中「遊技場」の次に「(以下「劇場等」という。)」を加え、同部17

の項中「規定する公衆浴場」の次に「(以下「公衆浴場」という。)」を加え、同部20の項を次のように改める。

20 共同住宅又は寄宿舎 (戸数が25戸以上のものに限る。) の共用 部分 (以下「共同住宅等」という。)

共同住宅又は寄宿舎の戸数が51戸以上のもの又は床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

別表第1建築物の部22の項中「(見学コースを有するものに限る。)」を削り、同表公共交通機関の施設の部生活関連施設の欄を次のように改める。

公共交通機関の施設のうち建築物以外のもの

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条関係)

1 建築物 (2に掲げるものを除く。) に関する整備基準

建築物(2に掲げるものを除く。)に関する整備基準							
整備項目	整備基準						
1 出入口	多数の者(建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者に限る。以下同じ。)が利用する出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突することがないよう危険防止の措置を講じたものとすること。 (2) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、戸に挟まれることがないよう危険防止の措置を講じたものとすること。						
2 廊れ も で	多数の者が利用する廊下等は、次に定める構造とすること。 (1)表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2)段を設ける場合には、3の項に定める構造に準じたものとすること。 (3)階段(その踊場を含む。以下同じ。)又は傾斜路(その踊場を含み、階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの(以下「点状ブロック等」という。)を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものイ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものウ 自動車車庫に設けるもの (4)廊下等には突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。						
3 階段	多数の者が利用する階段は、次に定める構造とすること。 (1) 踊場を除き、手すりを設けること。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。						

- (4) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- (5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 自動車車庫に設けるもの

イ 段がある部分と連続して手すりを設けるもの

(6) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

4 傾斜路 (その踊場 を含む。以 下同じ。)

傾斜路 多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。) (その踊場 は、次に定める構造とすること。

- を含む。以 (1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分下同じ。) には、手すりを設けること。
 - (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - (3) その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。
 - (4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、 又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設 すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでな い。

ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

- イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜が ある部分の上端に近接するもの
- ウ 自動車車庫に設けるもの
- エ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの

5 便所

- (1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。
 - ア 便所 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所) 内に、車いすを使用している者 (以下「車いす使用者」という。) が円滑に利用することができるものとして次に定める構造の便房 (以下「車いす使用者用便房」という。) を1以上設けること。
 - (7) 腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置すること。
 - (4) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物にあっては、 車いす使用者が利用できる空間を確保した便房とすることができる。
 - イ 車いす使用者用便房を設けた便所の出入口又はその付近に、その旨を表示し た標識を掲示すること。
- (2) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器その他これに類する小便器で両側に手すりが適切に配置されたものを1以上設けること。
- (3) 生活関連施設(社会福祉施設、官公庁舎のうち市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類する施設、学校等、自動車車庫、劇場等のうち遊技場、公衆便所、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)で床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は社会福祉施設のうち母子福祉施設、官公庁舎のうち市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類する施設若しくは公衆便所に多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便房は、次に定める構造とすること。

- ア 乳幼児を安全に座らせることができるいす(以下「乳幼児用のいす」という。)を設けること。
- イ 乳幼児のおむつ替えができる設備(以下「乳幼児用ベッド」という。)を設けること。ただし、他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。
- (4) 生活関連施設(社会福祉施設のうち老人福祉施設以外のもの、学校等、自動車車庫、劇場等のうち遊技場、公衆便所、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)で床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は公衆便所に多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便房は、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者(以下「人工肛門等使用者」という。)の利用に配慮した設備を設けること。
- (5) (3) 及び(4) の設備を設けた便房若しくは便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

6 敷地内の 通路

多数の者が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段がある部分は、次に定める構造とすること。

ア手すりを設けること。

イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。

- ウ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- (3) 傾斜路は、次に定める構造とすること。
 - ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が 20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - イ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。
- (4) 排水溝を設ける場合には、車いす使用者、つえを持っている者等の通行に支障のない溝ぶたを設けること。

7 駐車場 (共同住宅 等における ものを除 く。)

- (1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が200 以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数 が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加 えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車い す使用者用駐車施設」という。)を設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、350センチメートル以上とすること。
 - イ 車両への乗降の用に供する部分の表面は、水平とすること。
 - ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示 すること。
 - エ 8の項(1)のウに定める経路の長さが可能な限り短くなる位置に設けること。

8 高齢者、 障害者等が 円滑に利用 ではる下 以下滑化経 用円滑化とい 路」とい

- (1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を利用円滑化経路とすること。
 - ア 建築物に多数の者が利用する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居 室までの経路
 - イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当

う。)

該車いす使用者用便房までの経路

- ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使 用者用駐車施設から利用居室までの経路
- (2) 利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーター若しくはエスカレーター(以下「エレベーター等」という。)を併設する場合は、この限りでない。
- (3) 利用円滑化経路は、可能な限り短くすること。
- (4) 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物であって、直接地上へ通ずる 出入口のある階(以下「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみ に居室がある場合における(1)の規定の適用については、(1)のア中「居室(」と あるのは、「居室(地上階にあるものに限る。」とする。
- (5) (1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により13の項の 規定によることが困難である場合における(1)、14の項並びに23の項(2)及び(4) の規定の適用については、(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地(以下 「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

9 利用円滑 利用円滑イ 化経路を構 とすること。 成する出入 (1) 幅は、8

利用円滑化経路を構成する出入口は、1の項の規定によるほか、次に定める構造 トすること。

|(1)幅は、80センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

10 利用円滑 化経路を構 成する廊下

利用円滑化経路を構成する廊下等は、2の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。
- (2) 廊下等の末端の付近は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、区間50 メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- (3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

11 利用円滑 化経路を構 成する傾斜

利用円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限 る。)は、4の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、階段に代わるものにあっては120センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。
- (2) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。
- (3) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内 ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

12 利用円滑 化経路を構 成するエレ ベーター等

(1) 利用円滑化経路を構成するエレベーター ((2)に定めるものを除く。コ及びサにおいて同じ。)及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。ただし、当該建築物を管理する者等の介助等により高齢者、障害者等が当該建築物を利用することが可能である場合は、この限りでない。

ア かご (人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。) は、利用居室、車いす使 用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 イ かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

ウ かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物にあっては、かごの幅が100センチメート

ル以上である場合に限り、奥行きを110センチメートル以上とすることができる。

- エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- オ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を 設けること。
- カ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- キ かご内の側板には、手すりを設けること。
- ク かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認する ための鏡を設けること。
- ケ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- コ 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000平方メートル 以上の建築物に限る。)の利用円滑化経路を構成するエレベーターにあって は、アからウまで及びオからクまでの規定によるほか、次に定める構造とする こと。
 - (ア) かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。
 - (イ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
- サ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー(自動車車庫に設けるものを除く。)にあっては、アからコまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。
 - (ア) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を 音声により知らせる装置を設けること。
 - (イ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - (ウ) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる 装置を設けること。
- (2) 利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーター等は、次に 定める構造とすること。

ア エレベーターにあっては、次に定める構造とすること。

- (7) 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定する構造とすること。
- (4) かごの床面積は、0.84平方メートル以上とすること。
- (ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かご の床面積を十分に確保すること。
- イ エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規 定する構造とすること。

13 利用円滑 化経路を構 成する敷地 内の通路

3 利用円滑 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、6の項の規定によるほか、次に定め 化経路を構 る構造とすること。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。
- (2) 敷地内の通路の末端の付近は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- (3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (4) 傾斜路は、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、段に代わるものにあっては120センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。

- イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下の ものにあっては、8分の1を超えないこと。
- ウ 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

14 案内設備 までの経路

- (1) 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から当該案 内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利 用するものに限る。)のうち1以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下 「視覚障害者利用円滑化経路」という。)とすること。ただし、次のいずれかに 該当する場合は、この限りでない。
 - ア 道等から案内設備までの経路が自動車車庫に設けられるものである場合
 - イ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める構造のものである場合
- (2) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。
 - ア 当該視覚障害者利用円滑化経路に、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせたものをいう。以下同じ。)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
 - イ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、 点状ブロック等を敷設すること。
 - (ア) 車路に近接する部分
 - (4) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、次のいずれかに該当する部分を除く。
 - a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
 - b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾 斜がある部分の上端に近接するもの
 - c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

15 客席

- (1)集会場等、スポーツ施設又は劇場等(遊技場を除く。)に固定式の客席を設ける場合には、当該客席数に200分の1を乗じて得た数(その数が10を超えるときは10とする。)以上の人数分の車いす使用者が利用できる区画を設けること。
- (2) (1) に規定する区画は、出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい場所に設けること。
- (3) (1) に規定する区画は、車いす使用者1人について、幅90センチメートル以上とし、かつ、奥行き120センチメートル以上とすること。
- (4) 利用円滑化経路を構成する出入口から(1)に規定する区画に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。
 - イ 高低差がある場合には、4の項(2)及び11の項に定める構造に準じた構造の 傾斜路を設けること。
- (5) 劇場等(遊技場を除く。)で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに 固定式の客席を設ける場合には、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮 した設備を設けること。

(1) ホテル等に25を超える客室を設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用でき 16 客室 る客室(この項において「車いす使用者用客室」という。)を1以上設けるこ と。 (2) 車いす使用者用客室は、次に定める構造とすること。 ア 出入口は、1の項及び9の項に定める構造に準じた構造とすること。 イ 非常呼出し設備を設けること。 ウ 便所は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階 に車いす使用者用便房を設けた便所が設けられている場合は、この限りでな (ア) 便所内に、5の項(1)のアの規定によるほか、車いす使用者が利用できる 空間を確保した便房を設けること。 (イ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、1の 項及び9の項に定める構造に準じた構造とすること。 エ 浴室は、次項(2)に定める構造に準じた構造とすること。ただし、当該客室 が設けられている建築物に車いす使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー 室(以下「車いす使用者用浴室等」という。)が設けられている場合は、この 限りでない。 (1) ホテル等、スポーツ施設又は公衆浴場に多数の者が利用する浴室等を設ける場 17 浴室又は 合には、車いす使用者用浴室等を1以上(男子用及び女子用の区分があるとき シャワー室 (以下「浴 は、それぞれ1以上)設けること。 室等」とい | (2) 車いす使用者用浴室等は、次に定める構造とすること。 ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 う。) イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保するこ ウ 1の項及び9の項に定める構造に準じた構造の出入口を1以上設けること。 エ 非常呼出し設備を設けること。 医療施設、教育文化施設(学校等を除く。)、集会場等若しくは物販店で床面積 18 授乳場所 の合計が2,000平方メートル以上のもの又は社会福祉施設のうち母子福祉施設若し くは官公庁舎のうち市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他こ れらに類するものにあっては、授乳場所を設置し、乳幼児用のいす、乳幼児用ベッ ドその他の設備を設けること。 受付カウンター等を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう 19 受付カウ 「高さ、け込み等に配慮した構造の受付カウンター等を1以上設けること。ただし、 ンター又は 受付カウンター等以外の場所又は設備により同等の機能を確保できる場合は、この 記載台(以 下「受付カ 限りでない。 ウンター 等」とい う。) 20 公衆電話 公衆電話を設置する場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう高さ、 け込み等に配慮した構造の公衆電話台を1以上設けること。 台 (1) 建築物内の情報を提供する案内板を設ける場合には、次に定める構造とするこ 21 案内設備 と。 ア 大きく分かりやすい平易な文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色

と対比効果があるものとすること。

- イ 必要に応じ点字を用いるとともに、外国語を併記すること。
- 5の項(1)のア、(3)及び(4)に定める構造の便房並びに18の項に定める構造 の授乳場所を設ける場合には、その位置を表示すること。
- (2) 公共交通機関の施設には、公共車両等及び航空機の運行(運航を含む。) に関 する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備 を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得 ない場合は、この限りでない。

22 緊急時の 避難設備

集会場等、ホテル等又は劇場等(遊技場を除く。)における緊急時の避難設備 は、次に定める構造とすること。

- (1) 自動火災報知設備(消防法施行令(昭和36年政令第37号)第21条に定める基準 の設備をいう。)を設ける場合には、非常時を知らせる点滅機能及び音声誘導機 能を設けた誘導灯その他視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けるこ と。
- (2) 廊下等、階段その他の避難上重要な経路において、防火戸(建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第112条第14項に定める特定防火設備又は防火設備とし て設ける戸をいう。)にくぐり戸を設ける場合には、当該くぐり戸は次に定める 構造とすること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸の下部は、またぐ必要のないものとすること。

23 増築等に 範囲

建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え(建築物の用途の変更 関する適用 | をして生活関連施設にすることを含む。以下「増築等」という。)をする場合に は、前項までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り適用する。ただし、増築等 に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満の場合には、(1)の部分 に限り適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 道等から(1)の部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊 下等、階段、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路
- (3) 多数の者が利用する便所
- (4) (1) の部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、 道等。(6)において同じ。)から車いす使用者用便房((3)に掲げる便所に設けら れるものに限る。) までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜 路、エレベーター等及び敷地内の通路
- (5) 多数の者が利用する駐車場
- (6) 車いす使用者用駐車施設((5)に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)か ら(1)の部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階 段、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路
- 2 建築物(官公庁舎を除く。)のうち新築に係る床面積の合計が200平方メートル未満の建築物に関す る整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	多数の者が利用する出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (2) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該建築物を管理する者の 介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能である場合は、この限りで ない。

2 廊下等	1の項に定める構造の出入口から3の項に定める構造の便房までの経路には、通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能である場合は、この限りでない。
3 便所	多数の者が利用する便所を設ける場合には、便所内に、車いす使用者が利用することができるものとして次に定める構造の便房を1以上設けること。 (1) 腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置すること。 (2) 車いす使用者が利用することができる空間を確保すること。
4 敷地内の 通路	多数の者が利用する敷地内の通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (2) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路若しくはエレベーター等を併設する場合、又は当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能である場合は、この限りでない。

3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道及び 自転車歩行 者道(以下 「歩道等」 という。)	歩道等を設ける場合には、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、平坦とし、滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 縁石、防護柵、植樹帯等により車道と分離すること。 (3) 有効幅員は、200センチメートル以上とするよう努めること。 (4) 歩道等の巻込み部における歩道等と車道とのすりつけ及び横断歩道箇所における歩道等と車道とのすりつけについては、次の構造とすること。 ア 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とし、かつ、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。 イ すりつけ勾配は、8パーセント以下とすること。 ウ すりつけ区間と段差の間には、150センチメートル以上の水平区間を設けるよう努めること。 (5) 横断歩道箇所における中央分離帯と車道とのすりつけについては、同一の高さですりつけるものとすること。 (6) 歩道を横断する排水溝を設ける場合には、つえ又は車いすのキャスターが落ち込まない溝ふたを設けること。
2 視覚障害者誘導用ブロック	(1)公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等その他視覚障害者の歩行の多い歩道等には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。(2)視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は、他の部分と識別しやすい色調や明度の差の大きい色のものとすること。
3 横断歩道	横断歩道橋又は地下歩道は、次に定める構造とすること。 (1) 階段は、回り段を設けないこと。 (2) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。 (3) 階段、傾斜路及びその踊場の部分には、両側に手すりを設けること。 (4) 昇降口には、点状ブロック等を敷設すること。

4 公園等に関する整備基準

整備項目	整備基準	

1 出入口	公園等の出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、車止め柵を設ける場は、その間隔は90センチメートルを標準とすること。 (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。 (3) 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。 ア 1の表4の項(1)及び(2)並びに11の項に定める構造とすること。 イ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する他の部分の色と明度の差の大い色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。 ウ 傾斜路の上端に近接する園路等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷すること。
2 園路	1の項に定める構造の出入口と接続する1以上の園路は、次に定める構造とすこと。 (1) 幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 (3) 3パーセント以上の勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。 (4) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (5) 縁石を切り下げる場合には、切下げ部分の幅員を120センチメートル以上、りつけ勾配を8パーセント以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障なる段を設けないこと。 (6) 園路を横断する排水溝を設ける場合には、つえ又は車いすのキャスターが落込まない溝ふたを設けること。 (7) 必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (8) 段を設ける場合には、次に定める構造とすること。 ア 回り段とならないよう努めること。 ア 画り段とならないよう努めること。 コ 手すりを設けること。 カ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ 高低差250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場を計けること。 オ 1の項(3)に定める構造で、幅が90センチメートル以上の傾斜路を併設すこと。
3 便所	便所を設ける場合には、1の表5の項(1)及び(2)に定める構造に準じた便所を 以上設けること。この場合、車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便 の出入口の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。
4 駐車場	駐車場を設ける場合には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上 けるよう努めること。 (1) 2の項に定める構造の園路に接続しやすい位置に設けること。 (2) 幅は、350センチメートル以上とすること。 (3) 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。
5 案内板	案内板を設ける場合には、次に定める構造とすること。 (1) 案内板の高さ、文字の大きさ及び表示等は、高齢者、障害者等に配慮したもとすること。 (2) 案内板には、必要に応じ点字による表示を行うこと。 (3) 車いす使用者用便房が設けられた便所がある場合には、その位置を表示する

	٤.
6 附帯設備	ベンチ、野外卓及びその他の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。

5 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 改札口	改札口は、次に定める構造とすること。 (1) 改札口内の通路のうち1以上のものは、内法を90センチメートル以上とすること。 (2) 改札口内の通路のうち1のものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
2 通路	(1) 改札口から各乗降場に至る1の通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (2) 改札口から各乗降場に至る経路において高低差がある場合には、それぞれの乗降場に至る1以上の経路に次に定める構造の傾斜路又は1の表12の項(1)に定める構造のエレベーターを設けること。 ア 1の表4の項(1)及び(2)並びに11の項に定める構造 イ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。 ウ 傾斜路の上端に近接する通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。
3 階段	改札口から各乗降場に至る経路において階段がある場合には、当該階段は、1の 表3の項に定める構造とすること。
4 乗降場	(1)表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。(2)縁端は、点状ブロック等を敷設すること。(3)両端は、点状ブロック等を敷設するとともに、転落を防止するための柵等を設けること。

6 路外駐車場に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	1の表9の項に定める構造に準じた構造の出入口を1以上設けること。
2 駐車場	(1) 1の表7の項(2)ア及びウに定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を 1以上設けること。(2) 車いす使用者用駐車施設は、1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用 者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第6条、第7条、第12条関係)

EA		図書
区分	種類	明示すべき事項・
建築物(次	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物

項に掲げる ものを除 く。)	配置図		縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅(当該通路が段、排水溝又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあって
			は、それらの位置及び幅を含む。)、敷地内の通路に設けられる手すり及び視覚障害者誘導用ブロックの位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置
	各階平面	ij⊠	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる視覚障害者誘導用ブロック及び突出物の位置、階段の位置、幅及び形状(当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。)、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅(当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。)、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーター等の位置、車り及び点状ブロック等の位置、エレベーター等の位置、車がす使用者用便房のある便所及び床置式の小便器その他これに類する小便器のある便所の位置、駐車場のうち車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、案内設備の位置、客席の部分に設けられる車いす使用者が利用できる区画に至る場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)並びに集団補聴設路の位置及び幅(当該通路が傾斜路又はその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)並びに集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備の位置、車いす使用者用客室の位置、車いす使用者用浴室等の位置、授乳場所の位置、高齢者、障害者等が円滑に利用できる受付カウンター等又は公衆電話台の位置並びに案内設備の位置
	縦断面図	階段又は段	縮尺並びにけ上げ及び踏面の構造及び寸法
		傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
	構造詳細図	エ レベ ー ター等	縮尺並びにかご、昇降路及び乗降ロビーの構造(かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。)
		便所	縮尺、車いす使用者用便房のある便所の構造、車いす使用者 用便房及び床置式の小便器その他これに類する小便器の構造
		浴室等	縮尺及び車いす使用者用浴室等の構造
		客室	縮尺及び車いす使用者用客室の構造
建築物(官	付近見耳	文図	方位、道路及び目標となる地物

公庁舎を除 く。)のう ち新築に係 る床面積の	配置図		縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、建築物及びその出入口の位置並びに敷地内の通路の置及び幅				
合計が200平方メートル未満の建	各階平面	面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、建築物の出入口の位置及び幅並びに便所の位置				
築物	縦断面 図	階段又は段	縮尺並びにけ上げ及び踏面の構造及び寸法				
	M M	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅				
	構造詳細図	便所	縮尺並びに便所及び便房の構造				
道路	付近見耳	文図	方位、道路及び目標となる地物				
	平面図		縮尺、方位、歩道等の位置及び幅員、歩道等に設けられる排水溝、視覚障害者誘導用ブロックの位置並びに横断歩道及び中央分離帯の位置				
	構造詳細図		縮尺、歩道等の巻込部及び横断歩道箇所における歩道等の構造 造並びに横断歩道箇所における中央分離帯及び車道の構造				
公園等	付近見取図		方位、道路及び目標となる地物				
	平面図		縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、出入口の位置及び幅員、園路の位置及び幅員(当該園路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)、園路に設けられる手すり及び視覚障害者誘導用ブロックの位置、別表第2の4の3の頃に定める基準に適合する便所の位置、同表の4の4の項に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、駐車場へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路の位置及び幅員(当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)並びに同表の4の5の項に定める基準に適合する案内板の位置				
	縦断面図		縮尺、出入口のすりつけ勾配、園路の縦断勾配、園路に設けられる段のけあげ及び踏面の構造及び寸法並びに園路又は通路に設けられる傾斜路の高さ、長さ及び踊場の踏幅				
	構造詳細	田図	縮尺及び別表第2の4の3の項に定める基準に適合する便所 の構造				
公共交通機	付近見耳	文 図	方位、道路及び目標となる地物				
関の施設	配置図		縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、公共交通機関の施設及びその出入口の位置、階段の位				

		置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等 の位置、エレベーターの位置、乗降場の位置、乗降場に設けら れる点状ブロック等及び転落を防止するための柵等の位置
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、公共交通機関の施設の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、改札口の位置及び幅、通路の位置及び幅(当該通路が段又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)、通路に設けられる手すり、視覚障害者誘導用ブロックの位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターの位置
	縦断面図	縮尺、階段のけあげ及び踏面の構造及び寸法並びに通路に設けられる傾斜路の高さ及び長さ並びに踊場の踏幅
	構造詳細図	縮尺並びにエレベーターのかご、昇降路及び乗降ロビーの構 造
路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷 地の接する道等の位置

第2号様式(その1)を次のように改める。

第2号様式(その1) (第6条、第7条、第12条関係)

整備項目表 (建築物)

施設。	の名称				主要	用途			
施設の	所在地				階	数	地上	階・地下	階
階	別	階別用途	(具体的用途)	新築等の部分の床面積	既存部分	の床面積	床	面積の合計	
(階)			m²		m²			$ m m^2$
(階)			m²		m²			m²
(階)			m²		m²			m²
(階)			m²		m²			m²
(階)			m²		m²			m²
(階)			m²		m²			m²
(階)			m²		m²			m²
(階)			m²		m²			m²
(階)			m²		m²			m²
(階)			m².		m²			m²
	合		計	m²		m²			m²

					*
1	出入口	(1) 全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防	適	否	
		止の措置を講じているか			
		(2) 自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがないよ	適	否	
		う危険防止の措置を講じているか			
2	廊下等	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	適	否	

	(2) 段の構造 ・踊場を除き、手すりを設けているか	適	否
	・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	適	否
	・段を容易に識別できる構造であるか		否
	・つまずきにくい構造であるか	適	否
	・段がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック等を 敷設しているか(適用除外は3の項(5)参照)	適	否
	・主たる階段は、回り階段でないか	滴	否
	(3) 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック	適	否
	等を敷設しているか	,0 <u>1-4</u>	
	(適用除外)		
	・利用者が特定される又は視覚障害者の利用が想定されない廊下等		
	の部分		
	・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の		
	部分		
	・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部		
	分の上端に近接する廊下等の部分		
	・自動車車庫に設ける廊下等の部分		
	(4) 突出物は設けていないか	適	否
3 階段	(1) 踊場を除き、手すりを設けているか	適	否
	(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	適	否
	(3) 段を容易に識別できる構造であるか	適	否
	(4) つまずきにくい構造であるか	適	否
	(5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック等を	適	否
	敷設しているか		
	(適用除外)		
	・利用者が特定される又は視覚障害者の利用が想定されない踊場の		
	部分		
	・自動車車庫に設ける踊場の部分		·
	・段がある部分と連続して手すりを設けた踊場の部分		
	(6) 主たる階段は、回り階段でないか	適	否
4 傾斜路	(1) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分に、	適	否
	手すりを設けているか		
	(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	適	否
	(3) 前後の廊下等と容易に識別できるものか	適	否
	(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック等	適	否
	を敷設しているか		
	(適用除外)		
	・利用者が特定される又は視覚障害者の利用が想定されない踊場の		
	部分		
	・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部	ĺ	
	分		i
	・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部		
	分の上端に近接する踊場の部分		
	・自動車車庫に設ける踊場の部分		
	・傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場の部分		
	DANTA ON OTHER MICKENING C 1 1 7 C BALLY SHIPMY THEM		
5 便所	(1) 多数の者が利用する便所であるか	該当	非

	(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保 しているか(1,000㎡未満の建築物にあっては、車いす使用者が	適	否
	円滑に利用できる空間を確保しているか) イ 車いす使用者用便房を設けた便所又はその付近に、車いす使用	適	否
	者用便房を設けた旨を表示した標識を掲示しているか		
	(2) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合に、床	適	否
	置式の小便器その他これに類する小便器で両側に手すりが適切に配		
	置されたものを設けているか		
	(3) 床面積が2,000㎡を超える生活関連施設又は母子福祉施設、市役	該当	非
	│ │ 所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これに類す		İ
	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		
	(適用除外)		
	・母子福祉施設を除く社会福祉施設		
	・市町村庁舎、福祉保健所、市町村保健センターを除く官公庁舎		
	・学校等、自動車車庫、遊技場、共同住宅等、事務所及び工場		
	ア 乳幼児用のいすを設けているか	適	否
	イ 乳幼児用ベッドを設けているか	適	否
		該当	非
	(4) 床面積が2,000㎡を超える老人福祉施設、医療施設、官公庁舎、		升
	学校等を除く教育文化施設、集会場等、物販店、飲食店、スポーツ		
	施設、劇場等(遊技場を除く。)、展示場若しくは公衆浴場又は公		
	衆便所に設けた多数の者が利用する便所であるか	355	- F
	・人口肛門等使用者の利用に配慮した設備を設けているか	適	否
	(5) (3)及び(4)の設備を設けた便房若しくは便所の出入口又はその付	適	否
0 4/ 1/1/ 0	近に、当該設備がある旨を表示した標識を掲示しているか	`stc	
6 敷地内の	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	適	否
通路	(2) 段がある場合の段の構造	3:40	T
	アー手すりを設けているか	適	否
	イ 段を容易に識別できる構造であるか	適	否
	ウ つまずきにくい構造であるか	適	否
	(3) 傾斜路がある場合の傾斜路の構造		
	ア 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20	適	否
	を超える傾斜がある部分に、手すりを設けているか		
	イ 傾斜路の存在を容易に識別することができるか	適	否
	(4) 排水溝に、車いす使用者、つえを持っている者等の通行に支障が	適	否
	ない溝ぶたを設けているか		
7 駐車場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合に、適切な台数の車いす	適	否
	使用者用駐車施設を設けているか		
	・駐車台数が200台以下の場合は1/50を乗じて得た数以上、200台超		
	の場合は1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上		
	(2) 車いす使用者用駐車施設の構造		
	ア 幅は、350cm以上であるか	適	否
	イ 車両への乗降の用に供する部分の表面は、水平であるか	適	否
	ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車	適	否
	施設である旨を見やすい方法により表示しているか		
	エ 利用居室までの経路が可能な限り短くなる位置に設けているか	適	否
8 利用円滑	(1) 利用円滑化経路があるか	該当	非
化経路	ア 道等から利用居室までの経路の1以上を利用円滑化経路として	適	否
1口作的 14日	いるか	AE-14	H
	イ 利用居室から車いす使用者用便房までの経路の1以上を利用円	適	否

	滑化経路としているか		
	ウ 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路の1以上を利	適	否
	用円滑化経路としているか		
	(2) 利用円滑化経路上に階段又は段を設けていないか(やむを得ず設	適	否
	ける場合、傾斜路又はエレベーター等を併設しているか)		
	(3) 利用円滑化経路は、可能な限り短くしているか	適	否
9 利用円滑	・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防止	適	否
化経路を構			
成する出入	・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがないよう	適	否
口	危険防止の措置を講じているか		
	(1) 幅は、80cm以上としているか	適	否
	(2) 戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構	適	否
	造とし、かつ、その前後に高低差はないか		
10 利用円滑	・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	適	否
化経路を構	・階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等	適	否
成する廊下	を敷設しているか(適用除外は2の項(3)参照)		
等	・突出物は設けていないか	適	否
	(1) 幅は、120cm以上としているか	適	否
	(2) 廊下等の末端の付近は、車いすの転回に支障のない構造とし、か	適	否
	つ、区間50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設けてい		
	るか		
	(3) 戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構	適	否
	造とし、かつ、その前後に高低差はないか		
11 利用円滑	・勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分に、手	適	否
化経路を構	すりを設けているか		
成する傾斜	・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	適	否
路	・前後の廊下等と容易に識別できるものか	適	否
	・傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック等を	適	否
	敷設しているか(適用除外は4の項(4)参照)		
	(1) 幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設する	適	否
	ものにあっては90cm以上としているか		
		適	否
	下の傾斜路を除く。)		
	(3) 高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上	適	否
	の踊場を設けているか		
12 利用円滑	(1) 利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーであ	該当	非
化経路を構	るか		
成するエレ	- ··		
ベーター等	・床面積の合計が1,000㎡未満の建築物で地上階又はその直上階若		
, ,,	しくは直下階のみに居室がある場合		
	・当該建築物の管理者等の介助等によって高齢者、障害者等が当該		
	建築物を利用することができる場合		
	アかごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐	適	否
,	車施設がある階及び地上階に停止するか		
	イ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上としているか	適	否
:	ウ かごの奥行きは、135cm以上としているか	適	否
	(緩和措置)	ALC:	·
	「極神暗區) ・床面積の合計が1,000㎡未満の建築物で、かごの幅が100cm以上		

	エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、1 50cm以上としているか	適	否	
	オ かご及び乗降ロビーは、車いす使用者が利用しやすい位置に制 御装置を設けているか	適	否	
·	カ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示 する装置を設けているか	適	否	
	キ かご内の側板に、手すりを設けているか	適	否	~-
	ク かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入		否	
	口を確認するための鏡を設けているか			
	ケ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設け ているか	適	否	
	コ 不特定多数の者が利用する床面積の合計が2,000㎡以上の建築物 であるか	該当	非	
	(ア) かごの床面積は、1.83㎡以上であるか	適	否	
}	(イ) かごは、車いすの転回に支障がない構造であるか	適	否	
	サ 不特定多数の者又は主として視覚障害者がエレベーター及び乗		非	
	降ロビー(自動車車庫に設けるものを除く。)であるか		21	
	(ア) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の	適	否	
		地		
	戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	,2000.		
	(4) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字により表示す	適	否	
	る等視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	`-drc	-7C"	
	(ウ) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声によ	適	否	
-	り知らせる装置を設けているか		- 11.	
	(2) 利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベー	該当	非	
	ター等であるか	المار ماري	-11-	
	アエレベーターであるか	該当	非	
	(ア) 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定する構造であるか。	適	否	
	(イ) かごの床面積は、0.84㎡以上であるか	適	否	
	(ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合、かご の床面積を十分に確保しているか	適	否	
	イ エスカレーターの場合、平成12年建設省告示第1417号第1ただ	適	否	
	し書に規定する構造であるか			
3 利用円滑	・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	適	否	
L-	・排水溝に、車いす使用者、杖を持っている者等の通行に支障がない 溝ぶたを設けているか	適	否	
	(1) 幅は、120cm以上であるか	適	否	
	(2) 敷地内の通路の末端の付近は、車いすの転回に支障のない構造と	適	否	
	し、かつ、区間50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設けているか	旭		
-	(3) 戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構	適	否	
	造とし、かつ、その前後に高低差はないか	きたいと	非	
	(4) 傾斜吸水生之水			
	(4) 傾斜路であるか ・勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を	該当適	否	
			_	
	・勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を		_	
	・勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を 超える傾斜がある部分に、手すりを設けているか	適	否	

ウ 高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上 適 否 の		イ 勾配は、1/12以下としているか(高さが16cm以下で勾配が1/8以 下の傾斜路を除く。)	適	否	
までの経路 (適用除外) ・当該経路が自動車車庫に設けられるもの ・建築物の管理者が常時勤務する場所から出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が視覚障害者利用円滑化経路に適合する場合 (2) 視覚障害者利用円滑化経路の構造 ア 視覚障害者利用円滑化経路の構造 (2) 視覚障害者の多に急球ブロックを敷設し、又は音声誘導設備等を設 適 否けているか (風除室内を除く。) イ 点状ブロック等の設置部分 (7) 車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか (6) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか (適用除外) ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの・段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等 の、段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等 (1) 集会場等、スポーツ施設又は劇場等(遊技場を除く。)で、かつ、固定式の客席を設ける場合、当該客席数に1/200を乗じて得た数以上の車いす使用者が利用できる区両を設けているか (2) (1)の区画は、出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい場所に設けているか (3) (1)の区画は、由入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい場所に設けているか (4) 利用円滑化経路を構成する出入口から(1)の区画までの経路のうち1以上の標度に表面は、120cm以上としているか イ 高低差がある場合の傾斜路の構造・表面は、120cm以上としているか・範は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設する適否ものにあっては90cm以上、階段に併設する適否がものにあっては120cm以上、階段に併設する適否とのにあっては120cm以上、階段に併設する適否といるか・勾配は、1/12以下としているか・コを設に対しているか・コを設に対しているがは、高さが15cmと超える場合に、高さ75cm以内ごとに略幅150cm以上適番否下の傾斜を設けているか (5) 床面積の合計が2,000㎡以上の劇場等で、固定式の客席を設ける適合、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けているか			適	否	
(2) 視覚障害者利用円滑化経路の構造 ア 視覚障害者誘導用プロックを敷設し、又は音声誘導設備等を設 適 否 けているか (風除室内を除く。) イ 点状プロック等の設置部分 (7) 車路に近接する部分に点状プロック等を敷設しているか 適 否 (4) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状プロック等を敷設しているか (適用除外)・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの・段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等 (1) 集会場等、スポーツ施設又は劇場等(遊技場を除く。)で、かっ、固定式の客席を設ける場合、当該客席数に1/200を乗じて得た数以上の車いす使用者が利用できる区画を設けているか。(2) (1)の区画は、出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい適 否場所に設けているか。(3) (1)の区画は、車いず使用者1人について、幅90cm以上、かつ、適 否 集行き120cm以上としているか (4) 利用円滑化経路を構成する出入口から(1)の区画までの経路のうち1以上の様 ア 幅は、120cm以上としているか		視覚障害者が利用する経路があるか (適用除外) ・当該経路が自動車車庫に設けられるもの ・建築物の管理者が常時勤務する場所から出入口を容易に視認で き、かつ、道等から当該出入口までの経路が視覚障害者利用円滑		非	
けているか (風除室内を除く。) イ 点状プロック等の設置部分 (グ) 車路に近接する部分に点状プロック等を敷設しているか (必) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状 道 否 ブロック等を敷設しているか (適用除外) ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・ 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊 場等 (1) 集会場等、スポーツ施設又は劇場等(遊技場を除く。)で、か 適 否 つ、固定式の客席を設ける場合、当該客席数に1/200を乗じて得た 数以上の車い寸使用者が利用できる区画を設けているか (2) (1)の区画は、出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい 適 否 場所に設けているか (3) (1)の区画は、車い寸使用者 1 人について、幅90cm以上、かつ、 適 否 実行き120cm以上としているか (4) 利用円滑化経路を構成する出入口から(1)の区画までの経路のうち 1 以上の様					<u>. </u>
(7) 車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか 適 否 (4) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状 ブロック等を敷設しているか (適用除外) ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある 部分の上端に近接するもの ・段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊 場等 (1) 集会場等、スポーツ施設又は劇場等(遊技場を除く。)で、か つ、固定式の客席を設ける場合、当該客席数に1/200を乗じて得た 数以上の車いす使用者が利用できる区画を設けているか (2) (1)の区画は、出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい 適 否 場所に設けているか (3) (1)の区画は、車いす使用者 1 人について、幅90cm以上、かつ、 適 否 東行き120cm以上としているか (4) 利用円滑化経路を構成する出入口から(1)の区画までの経路のうち1以上の標 解は、120cm以上としているか			適	否	
(イ/) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状 道 否プロック等を敷設しているか (適用除外) ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊 場等 (近 集会場等、スポーツ施設又は劇場等(遊技場を除く。)で、か つ、固定式の客席を設ける場合、当該客席数に1/200を乗じて得た数以上の車いす使用者が利用できる区画を設けているか (2) (1)の区画は、出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい 適 否場所に設けているか (3) (1)の区画は、車い寸使用者1人について、幅90cm以上、かつ、 適 否 東行き120cm以上としているか (4) 利用円滑化経路を構成する出入口から(1)の区画までの経路のうち1以上の様			T		т
プロック等を敷設しているか (適用除外) ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある 部分の上端に近接するもの ・段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等 (1)集会場等、スポーツ施設又は劇場等(遊技場を除く。)で、かつ、固定式の客席を設ける場合、当該客席数に1/200を乗じて得た数以上の車いす使用者が利用できる区画を設けているか (2)(1)の区画は、出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい適否 場所に設けているか (3)(1)の区画は、車いす使用者1人について、幅90cm以上、かつ、適否実行き120cm以上としているか (4)利用円滑化経路を構成する出入口から(1)の区画までの経路のうち1以上の様では、120cm以上としているかでは、1/12以下としているかでは、1/120cm以上としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下といるが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下としているかが、1/12以下で勾配が1/8以適合では1/12がでは1/12がで対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対					_
つ、固定式の客席を設ける場合、当該客席数に1/200を乗じて得た数以上の車いす使用者が利用できる区画を設けているか (2) (1)の区画は、出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい適否場所に設けているか (3) (1)の区画は、車いす使用者1人について、幅90cm以上、かつ、適否奥行き120cm以上としているか (4) 利用円滑化経路を構成する出入口から(1)の区画までの経路のうち1以上の構定幅は、120cm以上としているか適否で個別路の構造・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか・福は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設する適否ものにあっては90cm以上としているか・勾配は、1/12以下としているか(高さが16cm以下で勾配が1/8以適否下の傾斜路を除く。) ・高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上適否での開場を設けているか (5) 床面積の合計が2,000㎡以上の劇場等で、固定式の客席を設ける適否を場合、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けているか		ブロック等を敷設しているか (適用除外) ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある 部分の上端に近接するもの ・段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊		台	
数以上の車いす使用者が利用できる区画を設けているか (2) (1)の区画は、出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい 適 否 場所に設けているか (3) (1)の区画は、車いす使用者 1 人について、幅90cm以上、かつ、 適 否 奥行き120cm以上としているか (4) 利用円滑化経路を構成する出入口から(1)の区画までの経路のうち 1 以上の構 ア 幅は、120cm以上としているか 適 否 高低差がある場合の傾斜路の構造 ・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ・ 場に、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設する 適 否 ものにあっては90cm以上としているか ・ 勾配は、1/12以下としているか (高さが16cm以下で勾配が1/8以 適 否 下の傾斜路を除く。) ・ 高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上 適 否 の踊場を設けているか (5) 床面積の合計が2,000㎡以上の劇場等で、固定式の客席を設ける 適 否 場合、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けているか	15 客席		1	否	
(2) (1)の区画は、出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい 適 否 場所に設けているか (3) (1)の区画は、車いす使用者 1 人について、幅90cm以上、かつ、 適 否 奥行き120cm以上としているか (4) 利用円滑化経路を構成する出入口から(1)の区画までの経路のうち 1 以上の構 ア 幅は、120cm以上としているか					
(3) (1)の区画は、車いす使用者 1 人について、幅90cm以上、かつ、 適 否 奥行き120cm以上としているか (4) 利用円滑化経路を構成する出入口から(1)の区画までの経路のうち 1 以上の構 ア 幅は、120cm以上としているか 適 否 不 高低差がある場合の傾斜路の構造 ・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか 適 否 ・幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設する 適 否 ものにあっては90cm以上としているか ・勾配は、1/12以下としているか (高さが16cm以下で勾配が1/8以 適 否 下の傾斜路を除く。) ・高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上 適 否 の踊場を設けているか (5) 床面積の合計が2,000㎡以上の劇場等で、固定式の客席を設ける 適 否 場合、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けているか		(2) (1)の区画は、出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい	適	否	
(4) 利用円滑化経路を構成する出入口から(1)の区画までの経路のうち1以上の構 ア 幅は、120cm以上としているか 適 否 イ 高低差がある場合の傾斜路の構造 ・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか 適 否 ・幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設する 適 否 ものにあっては90cm以上としているか ・勾配は、1/12以下としているか (高さが16cm以下で勾配が1/8以 適 否 下の傾斜路を除く。) ・高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上 適 否 の踊場を設けているか (5) 床面積の合計が2,000㎡以上の劇場等で、固定式の客席を設ける 適 否 場合、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けているか		(3) (1)の区画は、車いす使用者1人について、幅90cm以上、かつ、	適	否	
ア 幅は、120cm以上としているか イ 高低差がある場合の傾斜路の構造 ・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ・幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設する 適 否 ものにあっては90cm以上としているか ・勾配は、1/12以下としているか(高さが16cm以下で勾配が1/8以 適 否 下の傾斜路を除く。) ・高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上 適 否 の踊場を設けているか (5) 床面積の合計が2,000㎡以上の劇場等で、固定式の客席を設ける 適 否 場合、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けているか			」1以	 上の樟	是
・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ・幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設する 適 否 ものにあっては90cm以上としているか ・勾配は、1/12以下としているか(高さが16cm以下で勾配が1/8以 適 否 下の傾斜路を除く。) ・高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上 適 否 の踊場を設けているか (5) 床面積の合計が2,000㎡以上の劇場等で、固定式の客席を設ける 適 否 場合、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設 けているか		ア 幅は、120cm以上としているか	適	否	
・幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設する 適 否ものにあっては90cm以上としているか ・勾配は、1/12以下としているか(高さが16cm以下で勾配が1/8以 適 否下の傾斜路を除く。) ・高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上 適 否の踊場を設けているか (5) 床面積の合計が2,000㎡以上の劇場等で、固定式の客席を設ける 適 否場合、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けているか		イ 高低差がある場合の傾斜路の構造			
ものにあっては90cm以上としているか ・勾配は、1/12以下としているか(高さが16cm以下で勾配が1/8以 適 否下の傾斜路を除く。) ・高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上 適 否の踊場を設けているか (5) 床面積の合計が2,000㎡以上の劇場等で、固定式の客席を設ける 適 否場合、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けているか		・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	適	否	
下の傾斜路を除く。) ・高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上 適 否 の踊場を設けているか (5) 床面積の合計が2,000㎡以上の劇場等で、固定式の客席を設ける 適 否 場合、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けているか			適	否	
の踊場を設けているか (5) 床面積の合計が2,000㎡以上の劇場等で、固定式の客席を設ける 適 否 場合、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けているか			適	否	
場合、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設 けているか			適	否	
16 客室 (1) ホテル等で25を超える客室がある場合、車いす使用者用客室を1 適 否		場合、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設		否	
以上設けているか	16 客室		適	否	
(2) 車いす使用者用客室の構造					
ア 客室の出入口の構造					
・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防 適 否		・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防	適	否	

	止の措置を講じているか		
	・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがないよ	適	否
	う危険防止の措置を講じているか		
	・幅は、80cm以上としているか	適	否
	・戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構	適	否
	造とし、かつ、その前後に高低差はないか		
	イ 非常呼出し設備を設けているか	適	否
	ウ 車いす使用者用客室のある階に車いす使用者用便房がない場合	該当	非
	(ア) 便所の構造		
	・腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置しているか	適	否
	・車いす使用者が利用できる空間を確保した便房を設けているか	適	否
	(イ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入!	コの構	造
	・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険	適	否
	防止の措置を講じているか		
	・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがない	適	否
	よう危険防止の措置を講じているか		
	・幅は、80cm以上としているか	適	否
	・戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる	適	否
	構造とし、かつ、その前後に高低差はないか		
	エ 車いす使用者用客室のある建築物に車いす使用者用浴室等が設	該当	非
	けられていない場合		
	- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	適	否
	・車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確	適	否
	保しているか		
	・1以上の出入口の構造		
	・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険 防止の措置を講じているか	適	否
	・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがない	適	否
	よう危険防止の措置を講じているか		
	・幅は、80cm以上としているか	滴	否
	・戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる	適	否
	構造とし、かつ、その前後に高低差はないか	~	14
17 浴室等	(1) ホテル等、スポーツ施設又は公衆浴場で多数の者が利用する浴室	滴	否
11 (1) = 7	等を設ける場合、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、	~_	
	それぞれ1以上)を車いす使用者用浴室等としているか		
	(2) 車いす使用者用浴室等の構造		
		滴	否
	ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか	適滴	否否
	ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を	適適	否否
	ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を 確保しているか		
	ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を 確保しているか ウ 1以上の出入口の構造	適	否
	ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保しているか ウ 1以上の出入口の構造 ・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防	適	
	ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保しているか ウ 1以上の出入口の構造 ・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防止の措置を講じているか	適適	否
	ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保しているか ウ 1以上の出入口の構造 ・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防止の措置を講じているか ・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがないよ	適	否
	ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保しているか ウ 1以上の出入口の構造 ・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防止の措置を講じているか ・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがないよう危険防止の措置を講じているか	適適	否否
	ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保しているか ウ 1以上の出入口の構造 ・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防止の措置を講じているか ・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがないよう危険防止の措置を講じているか ・幅は、80cm以上としているか	適適適	否 否 否
	ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保しているか ウ 1以上の出入口の構造 ・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防止の措置を講じているか ・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがないよう危険防止の措置を講じているか ・幅は、80cm以上としているか ・戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構	適適	否否
	ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保しているか ウ 1以上の出入口の構造 ・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防止の措置を講じているか ・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがないよう危険防止の措置を講じているか ・幅は、80cm以上としているか	適適適	否 否 否

	販店で床面積の合計が2,000㎡以上のもの又は母子福祉施設、市役			
	所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類す			
	るものである場合、授乳場所を設置し、乳幼児用のいす、乳幼児ベッ			
	ドその他の設備を設けているか			
 19 受付カウ	受付カウンター等を設けているか	該当	非	
ンター等	高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮	適	否	
	 した構造の受付カウンター等を1以上設けているか(受付カウン			
	ター等以外の場所又は設備により同等の機能を確保できる場合を除			
	(<.)			
20 公衆電話	公衆電話を設置しているか	該当	非	
台	高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮	適	否	
	した構造の公衆電話台を1以上設けているか			
21 案内設備	(1) 案内板を設けているか	該当	非	
	ア 大きく分かりやすい平易な文字、記号、図等で表記し、これら	適	否	
	の色彩は地色と対比効果があるか			
	イ 必要に応じ点字を用いるとともに、外国語を併記しているか	適		
	ウ 5の項(1)のア、(3)及び(4)に定める構造の便房並びに18の項に	適	否	
	┃┃ 定める構造の授乳場所を設けている場合、その位置を表示してい┃			
	るか			
	(2) 公共交通機関の施設である場合、公共車両等及び航空機の運行	適	否	
	(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備			
	及び音声により提供するための設備を設けているか(電気設備がな			
	い場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合を除く。)			
22 緊急時の	集会場等、ホテル等又は劇場等であるか	該当	非	
避難設備	(1) 自動火災報知設備を設けているか	該当	非	
	・その場合、聴覚障害者及び視覚障害者に配慮した誘導灯を設けて	適	否	
	いるか			
	(2) 防火戸にくぐり戸を設けているか	該当	非	
	ア 幅は、80cm以上としているか	適	否	

- 備考 1 各項目について、該当するものを○で囲んでください。
 - 2 ※印欄は、記入しないでください。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。
- 第2号様式(その1)の次に次の1様式を加える。
- 第2号様式(その1の2) (第6条、第7条、第12条関係)

整備項目表(建築物(官公庁舎を除く。)のうち新築に係る床面積の合計が200㎡未満の建築物)

施設。	の名称			主要用途	金				
施設の	所在地			階 数	汝	地上	階•	地下	階
階	別	階別用途(具体的用途)	新築等の部分の床面積	既存部分の床	面積	床	面積	の合計	
(階)		m²		m²				m²
(階)		m²		m²				m²
(階)		m²		m^2				m²
(階)		m²		m²				m²
(階)		m²		m²				m²
	合	計	m²		m²				m²

					*
1	出入口	(1) 幅は、80cm以上であるか	適	否	
		(2) 通行の際に支障となる段はないか (当該建築物の管理者の介助等	適	否	

		により高齢者、障害者等が通行できる場合を除く。)			
2	廊下等	通行の際に支障となる段はないか (当該建築物の管理者の介助等に	適	否	
		より高齢者、障害者等が通行できる場合を除く。)	٠		
3	便所	(1) 腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置しているか	適	否	
		(2) 通行の際に支障となる段はないか (当該建築物の管理者の介助等	適	否	
		により高齢者、障害者等が通行できる場合を除く。)			
4	敷地内の	(1) 幅は、120cm以上であるか	適	否	
	通路	(2) 通行の際に支障となる段はないか(当該建築物の管理者の介助等)		否	
		により高齢者、障害者等が通行できる場合を除く。)			

備考 1 各項目について、該当するものを○で囲んでください。

- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

第2号様式(その2)中

2 視覚障 害者誘導	(1) 視覚障害者の利用の多い歩道等の設置 (無の場合は、(2)から(3)まで記入不要)	有	無	
用ブロッ	(2) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	有	無	
ク等	(3) 識別しやすい色調や明度の差の大きい色の視覚障害者誘導用	適	否	
	ブロック			
	(4) 横断歩道に視覚障害者に配慮した構造の交通信号機の設置	有	無	

を

	2 視覚障 害者誘導	(1) 視覚障害者の利用の多い歩道等の設置 (無の場合は、(2)及 び(3)の記入不要)	有	無	
	用ブロッ	(2) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	有	無	
	ク	(3) 識別しやすい色調や明度の差の大きい色の視覚障害者誘導用	適	否	
		ブロック			

に、「昇降口に視覚障害者誘導用ブロック」を「昇降口に点状ブロック等」に改める。

第2号様式(その3)中「踊場に視覚障害者誘導用ブロック」を「踊場に点状ブロック等」に改め、

3 便所	(1) 便所の設	置 (無の場合は、(2)から(8)まで記入不要)	有	無	
	(2) 車いす	ア 車いす使用者が円滑に利用することができる	CI	n×	
	使用者用	床面積	cm=	m²	
	便房の構	イ 腰掛便座の設置	有	無	
	造	ウ 手すりの設置	有	無	
		エ 大便器の洗浄装置(くつべら式、光感知式そ	適	否	
		の他の操作が容易なもの)			

を

3	便所	(1) 便所の設	置 (無の場合は、(2)から(8)まで記入不要)	有	無	
		(2) 車いす	ア 車いす使用者が円滑に利用することができる	cm)	X cm	
		使用者用	床面積	=	m²	
		便房の構	イ 腰掛便座の設置	有	無	
		造	ウ 手すりの設置	有	無	

に改め、「付帯設備」を「附帯設備」に改める。

第2号様式(その4)中「誘導用床材」を「視覚障害者誘導用ブロック」に改め、「手すりの設置」の次

に「(勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える部分に限る。)」を加え、「踊場に注意喚起用床材」を「踊場に点状ブロック等」に改め、

[
4	乗降場	(1) 粗面又は	滑りにくい材料仕上げの表面	適	否
		(2) 縁端に注意喚起用床材の敷設			無
		(3) 両端に注	有	無	
		設置			
5	便所	(1) 便所の設	·置 (無の場合は、(2)から(8)まで記入不要)	有	無
		(2) 車いす	ア 車いす使用者が円滑に利用することができる	cm.	X cm
		使用者用	床面積	=	m²
		便房の構	イ 腰掛便座の設置	有	無
		造	ウ 手すりの設置	有	無
			エ 大便器の洗浄装置(くつべら式、光感知式そ	適	否
			の他の操作が容易なもの)		
		(3) 車いす使	用者用便房及び便所の出入口の幅80cm以上		cm
		(4) 車いす使	用者が円滑に開閉して通過できる戸の構造	適	否
		(5) 車いす使	用者が通過する際に支障となる段	有	無
ł		(6) レバー式	等の操作が容易な水栓器具を備えた洗面器の設置	有	無
		(7) 出入口付	近に車いす使用者用便房がある旨の表示	有	無
		(8) 男子用小便器のある便所の設置 (無の場合は、(9)の記入不			無
		要)			
		(9) 床置式で両側に手すりが適切に配置された男子用小便器の設			無
		置			

を

1						
,	4	乗降場	(1) 粗面又は滑りにくい材料仕上げの表面	適	否	
			(2) 縁端に点状ブロック等の敷設	有	無	
	1		(3) 両端に点状ブロック等を敷設するとともに、転落防止柵等の	有	無	
			設置			
]			1

に改める。

附則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に工事に着手する生活関連施設の新築等について適用し、施行日前に工事に着手した生活関連施設の新築等については、なお従前の例による。

沖縄県告示第135号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。 平成18年3月3日

	沖縄県知事 稲	嶺	惠	
指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指足	官年月日	
すこやか薬局美里店	沖縄市字美里1769番地の 2	平成18	年1月1	13日
あいらんど薬局与根店	豊見城市字与根 6 番13	平成18	年1月1	13日
すこやか薬局大里店	南城市大里字稲嶺2025番地の2	平成18	年1月1	16日
はんたがわ薬局	那覇市繁多川 3 丁目 5 番18号	平成18	年1月1	19日

クララ薬局テ	ィエラ	那覇市おもろまち4丁目16番10号	平成18年1月20日
いちご薬局		与那原町字上与那原340番地の2	平成18年2月1日

沖縄県告示第136号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成18年3月3日

冲縄県知事	稲	領	患	
łı	1941月	の効力を	% 生 年 E	

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退の効力発生年月日
くまのみ薬局	那覇市おもろまち2丁目2番2号	平成17年12月31日
病院前薬局	那覇市松島2丁目1番11号	平成17年12月31日
すこやか薬局大里店	南城市大里字稲嶺2023番地の1	平成18年1月14日

沖縄県告示第137号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年沖縄県規則第54号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等を次のとおり公示する。 平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

電子情報処理組織を使用して行わせる手続等、手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに 使用を開始する日

電子情報処理組織を使用して行わせる手続等	手続等の根拠となる法令又は条例等の名 称	条 項	使用を開始する日
出店予定届	食品衛生法施行細則 (昭和47年沖縄県規 則第44号)	第11条第5項及び第6 項	平成18年3月6日
調理師業務従事者届	調理師法(昭和33年法律第147号)	第5条の2第1項	平成18年 3月6日
確認状況報告	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関 する法律 (平成2年法律第70号)	第16条第7項	平成18年3月6日

沖縄県告示第138号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年沖縄県規則第54号)第4条第4項ただし書の規定により、平成18年沖縄県告示第137号で公示した手続等を、同項ただし書に規定する申請等に指定する。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 -

沖縄県告示第139号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那 覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 都市計画の名称 3・3・4号崇元寺姫百合線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市牧志2丁目及び3丁目並びに安里2丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

沖縄県告示第140号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那 覇広域都市計画河川を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 都市計画の名称 1号安里川
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市牧志3丁目及び安里2丁目
 - (2) 削除する部分 那覇市牧志2丁目及び3丁目並びに安里2丁目
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

沖縄県告示第141号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 都市計画の名称 3・4・20号国際通り線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市安里1丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

沖縄県告示第142号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那 覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 都市計画の名称 3・3・15号新都心牧志線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市安里安里原
 - (2) 削除する部分 那覇市字上之屋後苗代原
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

沖縄県告示第143号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那 覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 都市計画の名称 3・4・85号龍潭線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市首里山川町1丁目及び池端町
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

沖縄県告示第144号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那 覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 都市計画の名称 3・3・14号真和志中央線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 那覇市字松川
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

沖縄県告示第145号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那 覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 都市計画の名称 3・4・5号松川石嶺線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市首里平良町2丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

沖縄県告示第146号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那 覇広域都市計画下水道を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 都市計画の名称 中部第一流域下水道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市古波蔵4丁目
 - (2) 削除する部分 那覇市古波蔵4丁目、字国場国場原及び前原並びに字仲井真西オフリー原及び東オフリー原並びに南風原町字津嘉山志良堂原、山垣原、川下原及び前川原並びに字山川真志久原
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課、南風原町経済建設部都市計画課、豊見城市建設部都市計画課及び浦添市都市計画部都市計画課

沖縄県告示第147号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 委託した徴収事務 豊見城団地県改良住宅における県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県住宅供給公社
 - (2) 所在地 那覇市山下町18番26号
- 3 委託期間 平成18年2月11日から平成18年3月31日まで

公 告

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定により、次の貸金業者については、その営業所又は事務所の所在地が確知できないため公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 商号又は名称 イースコーポレーション
- 2 氏名又は代表者の氏名 砂川忠直
- 3 主たる営業所等の所在地 沖縄県豊見城市字嘉数564番地の13
- 4 登録番号 沖縄県知事 (N1) 第03811号
- 5 登録年月日 平成16年2月10日

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定により、次の貸金業者については、その営業所又は事務所の所在地が確知できないため公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 商号又は名称 海邦リース
- 2 氏名又は代表者の氏名 山川真人
- 3 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市壷屋1丁目33番1号国吉ビル202
- 4 登録番号 沖縄県知事 (N1) 第03819号
- 5 登録年月日 平成16年2月10日

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定により、次の貸金業者については、その営業所又は事務所の所在地が確知できないため公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 商号又は名称 ステージ
- 2 氏名又は代表者の氏名 阿波根直秀
- 3 主たる営業所等の所在地 沖縄県中頭郡読谷村字波平3番地の1
- 4 登録番号 沖縄県知事(N1)第03845号
- 5 登録年月日 平成16年3月10日

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法 人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成18年4月10日まで縦覧に供する。 平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 申請のあった年月日 平成18年2月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人リーアン・ルーク
- 3 代表者の氏名 古波倉 正安
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県糸満市字糸満1426番地の9
- 5 定款に記載された目的 この法人は、市民に対して、生涯学習活動の環境整備と活動支援に関する事業 を行い、社会教育や文化活動等の公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成18年4月20日まで縦覧に供する。 平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 -

- 1 申請のあった年月日 平成18年2月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人立葵社
- 3 代表者の氏名 山戸 一矢
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根776番地6
- 5 定款に記載された目的 この法人は、お年寄りを中心とした全ての世代を対象に、コミュニティー情報 誌の発刊や軽スポーツ等の大会、イベント、ワークショップ等を行い、地域、個人、団体等の相互交流の 促進や活性化、生きがいづくりにつなげ、仲良く楽しく幸せに暮らせる社会の実現に寄与することを目的 としている。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり団体営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成18年3月3日

		沖縄県知事	稲	嶺	惠	
土地改良事業の名称	事 業	主 体	4	完了年	月日	
谷茶地区基盤整備促進事業	恩納村		平成17	7年3月	月31日	
上松地区基盤整備促進事業	伊平屋村		平成17	7年3月	月31日	
安室地区基盤整備促進事業	西原町	••	平成17	7年3月	月22日	
津覇地区基盤整備促進事業	中城村		平成17	7年3月	₹22日	
高良地区基盤整備促進事業	東風平町		平成17	7年3)	∄31日	
新東第二地区基盤整備促進事業	南大東村		平成17	7年3)	月30日	
新東第三地区基盤整備促進事業	南大東村		平成17	年3月	月10日	
大浦西地区基盤整備促進事業	平良市		平成16	年12月	月20日	
山原地区基盤整備促進事業	平良市		平成17	年3月	月18日	
大浦地区基盤整備促進事業	平良市		平成17	年3月	月30日	
北野加那地区基盤整備促進事業	城辺町		平成16	年10月	129日	
吉野地区基盤整備促進事業	城辺町		平成17	年1月]14日	
池原地区基盤整備促進事業	下地町		平成17	年2月	月28日	
山根地区基盤整備促進事業	上野村		平成17	年3月	31日	
仲皿地区基盤整備促進事業	多良間村		平成17	7年3月	月29日	
都田地区基盤整備促進事業	都田土地改良区	Σ	平成17	年3月	月25日	
太田地区基盤整備促進事業	太田土地改良区	Σ	平成17	年3月	月25日	

兼箇段地	区基盤整備促進事業	兼箇段土地改良区	平成16年12月15日
伊原地区	基盤整備促進事業	糸満市伊原土地改良区	平成17年3月22日
名城第1	地区基盤整備促進事業	糸満市名城土地改良区	平成17年3月22日
小城地区	基盤整備促進事業	東風平町小城第二土地改良区	平成17年3月31日
大浦川第	2 地区基盤整備促進事業	大浦川土地改良区	平成17年2月22日
おもと地	区基盤整備促進事業	大浦川土地改良区	平成17年3月4日
西嵩田地	区基盤整備促進事業	名蔵川土地改良区	平成17年1月11日
宮良川西	地区基盤整備促進事業	宮良川土地改良区	平成17年3月18日
落水地区	団体営農地保全整備事業	佐敷町	平成17年2月17日
宮平地区	団体営農地保全整備事業	南大東村	平成17年3月31日
上野地区	団体営農地保全整備事業	上野村	平成17年3月31日
平松地区	中山間地域総合整備事業	伊平屋村	平成16年12月28日
本部東地	区中山間地域総合整備事業	本部町	平成17年3月25日
大田地区	土地改良総合整備事業	久米島町南部土地改良区	平成6年11月16日
富祖久地	区農業構造改善緊急対策事業	久米島町南部土地改良区	平成元年3月20日
椎名地区	農業構造改善緊急対策事業	久米島町南部土地改良区	昭和57年3月20日
山里地区	農村基盤総合整備事業	久米島町南部土地改良区	昭和59年2月27日

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の 2第3項の規定により公告する。

平成18年3月3日

平成18年3月3日		
	沖縄県知事 稲 嶺 惠	
土地改良事業の名称	完了年月日	
玻名城第2地区県営かんがい排水事業	平成17年2月28日	
間那津地区県営かんがい排水事業	平成17年1月2日	
西原東部地区県営かんがい排水事業	平成17年2月3日	
下北地区県営かんがい排水事業	平成17年3月31日	
比嘉地区県営かんがい排水事業	平成12年3月30日	
深底地区県営かんがい排水事業	平成11年12月10日	
底名地区県営かんがい排水事業	平成14年9月24日	
宜野座地区県営ため池等整備事業	平成17年1月14日	
辺土名地区県営ため池等整備事業	平成17年3月28日	
糸数西原地区県営ため池等整備事業	平成17年2月16日	
宜次地区県営ため池等整備事業	平成17年3月28日	
浦底地区県営ため池等整備事業	平成17年8月24日	
白瀬2号地区県営ため池等整備事業	平成12年3月25日	
並里2期地区県営一般農道整備事業	平成17年3月26日	
知念地区県営一般農道整備事業	平成17年1月20日	
嘉田地区県営経営体育成基盤整備事業	平成16年5月12日	
中野地区県営農地保全整備事業	平成16年3月26日	
川満地区県営農地保全整備事業	平成17年3月31日	
浦野地区県営農地保全整備事業	平成12年3月28日	
天城地区県営畑地帯総合整備事業	平成17年3月30日	
西原地区県営畑地帯総合整備事業	平成17年3月25日	
喜屋武地区県営畑地帯総合整備事業	平成17年3月3日	
真黒岬地区県営畑地帯総合整備事業	平成17年5月20日	
北東地区県営畑地帯総合整備事業	平成17年3月29日	
盛山地区県営畑地帯総合整備事業	平成12年3月26日	
腕山地区県営畑地帯総合整備事業	平成12年3月29日	
下北地区県営は場整備事業	平成11年3月31日	
平地原地区県営ほ場整備事業	平成11年11月8日	
見晴地区県営は場整備事業	平成15年3月28日	

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コープこくば

所在地 那覇市字国場368番地

- 2 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 3 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 4 縦覧期間 平成18年3月3日から平成18年4月3日まで
- 5 縦覧場所 沖縄県観光商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コープこくば

所在地 那覇市字国場368番地

- 2 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 3 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 4 縦覧期間 平成18年3月3日から平成18年4月3日まで
- 5 縦覧場所 沖縄県観光商工部商工振興課

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 契約に係る物品の名称及び数量 沖縄経済特区投資環境PRモデル事業委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県観光商工部企業立地推進課 沖縄県那覇 市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成17年12月27日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所 株式会社電通沖縄 沖縄県那覇市久茂地3丁目21番1号
- 5 契約に係る契約金額 51,345,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)第10条第1項第1号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成18年度前期及び随時実施の 技能検定を次のとおり実施する。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

1 前期実施

(1) 実施する職種(作業)

- ア 1級及び2級 園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(打出し板金作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、石材施工(石張り作業、石積み作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)
- イ 3級 園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、とび(とび作業)、写真(肖像写真作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)
- ウ 単一等級 産業洗浄(高圧洗浄作業)、塗料調色(調色作業)及び路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事作業、学科試験のみ実施)
- (2) 実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験	1 平成18年6月12日(月)から平成18年9月10日 (日)までの間において沖縄県職業能力開発協会が 指定する日に行う。 2 統一実施 日程 平成18年8月20日(日) 職種 高圧洗浄作業 (単一等級ペーパーテスト) 日程 平成18年8月27日(日) 職種 建設機械整備作業 (1・2級ペーパーテスト)	受検者あてに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
学科試験	1 平成18年7月30日(日)に実施する職種(3級のみ。写真を除く。) 造園、機械加工、とび、フラワー装飾及び園芸装飾 2 平成18年8月20日(日)に実施する職種 造園、防水施工、サッシ施工、塗装、産業洗浄及びとび3 平成18年8月27日(日)に実施する職種 園芸装飾、機械加工、建設機械整備、内装仕上げ施工、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作及び広告美術仕上げ4 平成18年8月30日(水)に実施する職種(3級含む) 写真 5 平成18年9月3日(日)に実施する職種 電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、工場板金、ブロック建築、路面標示施工、塗料調色及びフラワー装飾	
合格発表	1 3級(写真除く) 平成18年8月28日(月)	

2 1級、2級、3級写真及び単一等級 平成18年10 月3日(火)

- (3) 受検手続 技能検定受検申請書を平成18年4月4日(火)から平成18年4月14日(金)までに沖縄県職業能力開発協会(郵便番号900-0036 那覇市西3丁目14番1号)に提出すること。
- 2 随時実施
 - (1) 実施する職種(作業) 3級、基礎1級及び基礎2級

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、 銅合金鋳物鋳造作業、軽合金鋳物鋳造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)機械加 工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作 業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜 鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金 型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダ イカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て (電気機器組立て作業、回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉 制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プ リント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、 織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製 告(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、 帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作 業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌 製本作業、商業印刷物製本作業)プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーショ ン成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作 業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製 造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび (とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント 配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コ ンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック 系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、 カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウ ェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装 作業、鋼橋塗装、噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

- 注 随時実施に掲げる職種のうち3級の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。
- (2) 実施期日等

ア 実施期日 平成18年4月1日(土)から平成19年3月31日(土)までの間において、沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。

- イ 受付期間 沖縄県職業能力開発協会において随時受け付ける。
- ウ 実施場所 別途沖縄県職業能力開発協会から通知する。
- 3 その他 詳細については、沖縄県観光商工部雇用労政課(電話番号098-866-2366)又は沖縄県職業能力開発協会(電話番号098-862-4278)に問い合わせること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年11月15日 沖縄県指令土第1023号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字喜屋武602番1

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平602番地の9 豊見山功
- 5 検査済証番号 平成18年2月20日 第2428号
- 6 工事完了年月日 平成18年2月3日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成18年3月3日

沖縄県立総合教育センター所長 与 儀 真 幸

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 マルチメディア技術学習システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部等の名称及び所在地 沖縄県立総合教育センター 沖縄県沖縄市字与儀 587番地
- 3 落札者を決定した日 平成17年12月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社プロスタッフ 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目28番21号
- 5 落札金額 55,534,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成17年11月11日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成18年3月3日

沖縄県立総合教育センター所長 与 儀 真 幸

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 ネットワーク制御技術教育システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部等の名称及び所在地 沖縄県立総合教育センター 沖縄県沖縄市字与儀 587番地
- 3 契約の相手方を決定した日 平成18年1月4日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 前原エンタープライズ株式会社 沖縄県那覇市銘苅1丁目14番16号
- 5 契約金額 36,015,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号

訓

沖縄県訓令第2号

総 務 部

沖縄県南部合同庁舎嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月3日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県南部合同庁舎嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県南部合同庁舎嘱託員設置規程(平成7年沖縄県訓令第8号)の一部を次のように改正する。 第3条各号を次のように改める。

- (1) 鍵の管理に関すること。
- (2) 巡視並びに火災及び盗難の防止に関すること。
- (3) 庁舎管理に係る委託業務の連絡調整に関すること。
- (4)総合案内等に関すること。
- (5) その他管財課長が指示する事項
- 第8条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年3月3日

沖縄県教育委員会

委員長 板 井 ルミ子

沖縄県教育委員会規則第1号

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号)の一部を次のよう に改正する。

第2条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「同一戸籍内にある者」を 「同一世帯内にある者。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、生業扶助として高等学校等就学費を受給している者を除く。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第6条第1項第3号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「又は第6号に」を「若しくは第6号又は第3条各号のいずれかに」に改め、同項第1号中「授業料免除、減額承認申請書」を「授業料減免承認申請書」に改め、同項第2号中「授業料免除、減額調書」を「授業料減免調書」に改める。

第7条第1項中「授業料免除・減額承認通知書」を「授業料減免承認通知書」に改め、同条第2項及び第4項中「授業料免除・減額決定通知書」を「授業料減免決定通知書」に改める。

第9条の2、第10条第1項及び第12条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第1号様式中 授 業 料 鏡 ヶ 申 請 書 を 「授 業 料 減 免 申 請 書」に、

「授業料の^{免除}を「授業料の減免」に改め、「(注) 免除、減額のいずれか該当するものを○で囲むこ減額」 と。」を削る。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第6条関係)

家庭状況調書

年 月 日

○○高等学校長 殿

保護者氏名

印

下記のとおり相違ありません。

1	本			人				課程	<u>!</u>	科	学年	組	氏名	
2	家	族	状	況										
続柄		氏			名	年	令	同居りの	別居 別	職業(勤務先)	年	収	健康の状況	生計の状況

を

	ı	ı		1 1		ı
			**************************************		··· 2 - a subarba mured - prace bear mas ar-	
3 年 金 、 手 当	争 					
内 容	金	額	内	容	金	額
老齢年金	,		児童扶養	± ± μι		
			儿里以多	多十二		
障害年金			失業手当			
障害年金 遺族年金				á		
			失業手当	á		
遺族年金			失業手当傷病手当	金		

- (注) 1 家庭状況に記入する家族は別居中の者も記入すること。
 - 2 職業(勤務先)欄は、具体的に記入し、就学児童生徒については学校種別及び学年を記入すること。
 - 3 年収欄は、去年1年間と今年がほぼ同じ収入である場合は前年の所得証明書から記入し、収入に変動がある場合は、今年度の収入見込み額を記入すること。

第3号様式中「授業料免除・減額承認申請書」を「授業料減免承認申請書」に、

「免除・減額者」を「減免者」に、

計うち休学者数に、

「2 免除・減額人員

区.	分	1 年	2	年	3	年	4	年	計	前年度の人員
全日	免除									
土口	減 額			·						
定時	免 除									
上 时	減額									
		,								

12

計	免除				
 	減額				

「2 申請者数

区分	1 年	2 年	3 年	4 年	計	前年度の人数
全 日						
定時						
11 to						

改める。

第4号様式中「授業料免除・減額調書」を「授業料減免調書」に改める。

第5号様式中「〇〇年度授業料免除・減額承認通知書」を「〇〇年度授業料減免承認通知書」に、「授業料免除・減額承認申請」を「授業料減免承認申請」に改める。

第6号様式中「〇〇年度授業料免除・減額決定通知書」を「〇〇年度授業料減免決定通知書」に、「授業料免除・減額申請」を「授業料減免申請」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 **総務私学課**

電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 金 城 印 刷

〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9-16

販 売 所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503

那覇市久茂地1丁目1番1号·デパートリウボウ内1F

購 読 料 1部1箇月1,800円